

# 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質

## 総量削減計画実施状況等報告

平成24年3月

大 阪 府

# 目 次

はじめに

## 第 1 章 計画の概要

- 1 計画の目標 . . . . . 1
- 2 計画達成の方途の概要 . . . . . 2

## 第 2 章 大気環境の状況

- 1 二酸化窒素濃度の推移 . . . . . 3
- 2 浮遊粒子状物質濃度の推移 . . . . . 6

## 第 3 章 自動車走行量並びに自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の 排出状況の推移

- 1 自動車走行量の推移 . . . . . 10
- 2 自動車排出窒素酸化物の排出状況の推移 . . . . . 11
- 3 自動車排出粒子状物質の排出状況の推移 . . . . . 12

## 第 4 章 総量削減施策の実施状況及び計画の評価

- 1 総量削減施策の実施状況 . . . . . 13
- 2 総量削減計画の評価 . . . . . 38

## 第 5 章 特定事業者の取組状況 . . . . . 46

まとめ . . . . . 48

## はじめに

大阪府では、平成 13 年 6 月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」）」に基づき、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定した。

本計画では、窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減のための施策を適切に推進するとともに、必要に応じて施策のあり方を見直す必要があることから、

- ・「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の関係機関による施策の継続的な実施と評価、施策の見直し
- ・府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画進行管理検討委員会」による進捗状況の点検・評価、新たな対策等の検討

を行ってきた。

その間、平成 17 年度に本計画の中間評価を実施し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の早期かつ確実な達成のためには、「流入車への対応」が必要とされたことから、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を一部改正し、平成 21 年 1 月 1 日（特種自動車は平成 21 年 10 月 1 日）から流入車規制を実施した。

本報告書は、今般、本計画の計画期間が終了したことから、計画の目標年度である平成 22 年度までの大気環境の状況、施策の実施状況、及び平成 22 年度における目標量の達成状況等を取りまとめたものである。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の目標

本計画は、対策地域\*内の自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減し、対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成22年度までに達成することを目標としている。

#### (1) 窒素酸化物

窒素酸化物に係る計画の目標は表1-1-1に示すとおりである。

表1-1-1 窒素酸化物に係る計画の目標

	環境基準の 達成状況	平成22年度 排出目標量	<参考> 平成9年度排出量
平成22年度 までの目標	二酸化窒素に係る 環境基準の達成	16,450 トン/年	27,260 トン/年

#### (2) 粒子状物質

粒子状物質に係る計画の目標は表1-1-2に示すとおりである。

表1-1-2 粒子状物質に係る計画の目標

	環境基準の 達成状況	平成22年度 排出目標量	<参考> 平成9年度排出量
平成22年度 までの目標	浮遊粒子状物質に係る 環境基準の達成	740 トン/年	3,170 トン/年

#### \* 対策地域

：自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく対策地域  
大阪府内では、6町村（豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村）を除く37市町が指定されている。



## 2 計画達成の方途の概要

本計画の目標達成の方途の概要は、表1-2-1に示すとおりである。

表1-2-1 総量削減計画の目標達成の方途(概要)

項 目	主 な 内 容
《ディーゼル車を中心とした対策の重点的推進》	
自動車単体規制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NOxを40～50%、PMを75～85%削減（新長期目標）</li> <li>・ディーゼル黒煙の低減対策の推進</li> </ul> 〔整備不良ディーゼル車府民通報制度の推進 ディーゼル車に重点を置いた自動車排出ガス街頭検査の実施 など〕
車種規制の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車種規制の適正かつ確実な実施</li> <li>・排出基準適合車への早期代替の促進 など</li> </ul>
低公害車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車・低排出ガス車を約200万台普及</li> </ul> 〔トラック・バスへの短期の集中導入等への支援 LEV-6（低排出ガス車）の指定、優遇税制等による普及拡大 特定事業者への導入指導の徹底 グリーン配送の推進・拡大 など〕
《自動車交通への依存を低減する施策の推進》	
交通需要の調整・低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業者への指導の徹底</li> <li>・公共交通機関の利便性の向上</li> <li>・自家用乗用車の使用の抑制</li> <li>・交通需要マネジメント（TDM）施策の推進 など</li> </ul>
交通流対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパス等の道路網の整備による渋滞緩和・解消</li> <li>・するっと交差点対策等による即効性のある渋滞対策</li> <li>・新交通管理システム（UTMS）の整備拡充</li> <li>・ETC（ノンストップ自動車料金支払システム）の普及促進</li> <li>・駐車場整備や違法駐車対策の推進 など</li> </ul>
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「低公害車フェア」などの各種イベント等を通じた普及啓発</li> <li>・「大阪自動車環境対策推進会議」における活動推進 など</li> </ul>
局地汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の早期達成を図り、局地汚染地域を解消するため、交通渋滞の著しい交差点等において道路構造の改良等を進めるとともに、当該交差点等に即した効果的な対策を関係機関が連携して検討・実施</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総量削減計画の進行管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔「総量削減計画策定協議会」による進行管理</li> <li>〔「進行管理検討委員会」による点検・評価</li> <li>〔中間年度（平成17年度）における施策の評価</li> </ul> </li> <li>・府民・事業者・民間団体等との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔整備不良ディーゼル車府民通報制度の推進</li> <li>〔「大阪自動車環境対策推進会議」の活用 など</li> </ul> </li> <li>・新たな施策の調査検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔ETCを活用した多様な料金施策など、経済的手法を取り入れた施策の検討</li> <li>〔排出量の推移や計画の進捗状況を見極めた上で、仕組みづくりや規制強化も含め、新たな総量削減方策についての検討 など</li> </ul> </li> </ul>

## 第2章 大気環境の状況

### 1 二酸化窒素濃度の推移

#### (1) 年平均値の推移

平成9～22年度の14年間継続して測定を行った測定局（以下「継続測定局」という。）における、二酸化窒素濃度の年平均値の推移は、図2-1-1に示すとおりである。なお、継続測定局は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が58局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が31局である。

一般局、自排局ともゆるやかな減少傾向にあり、一般局の平成22年度の年平均値は0.017ppmであり、また、自排局の平成22年度の年平均値は0.026ppmであった。

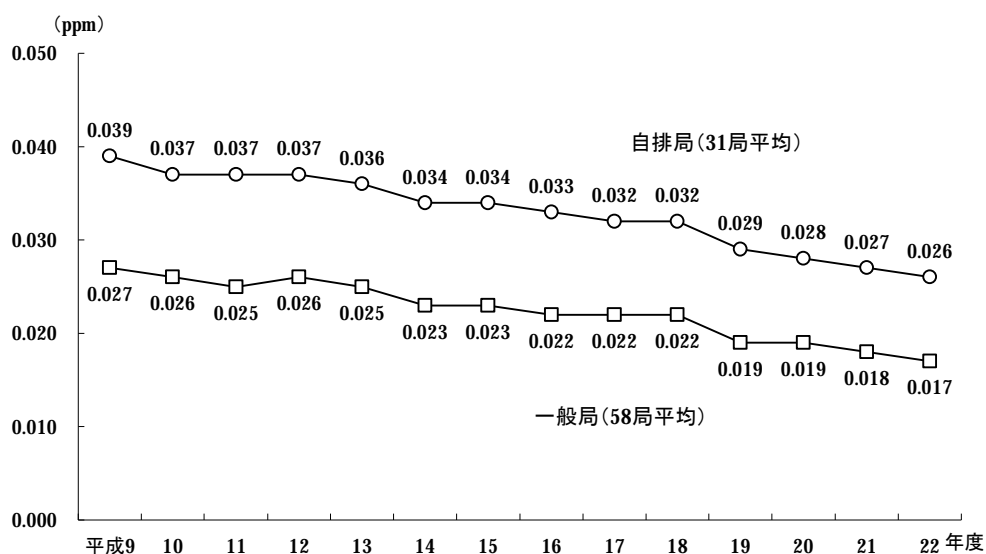


図2-1-1 二酸化窒素濃度の年平均値の推移

#### (2) 環境基準達成状況

過去14年間の二酸化窒素に係る環境基準達成状況の推移は、一般局については図2-1-2、自排局については図2-1-3に示すとおりである。

一般局では、環境基準達成率は平成15年度以降100%を維持している。

自排局では、環境基準達成率は平成20年度に初めて100%となり、平成21年度は94%、平成22年度は100%であった。

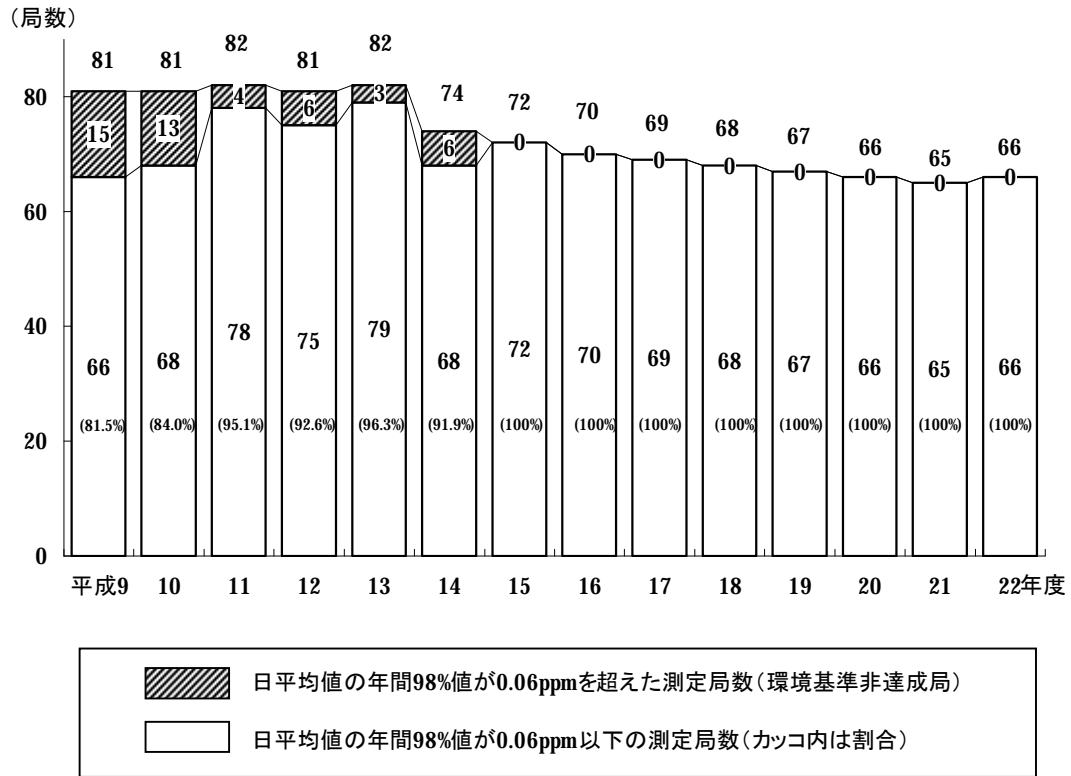


図2-1-2 一般局における二酸化窒素の環境基準達成状況

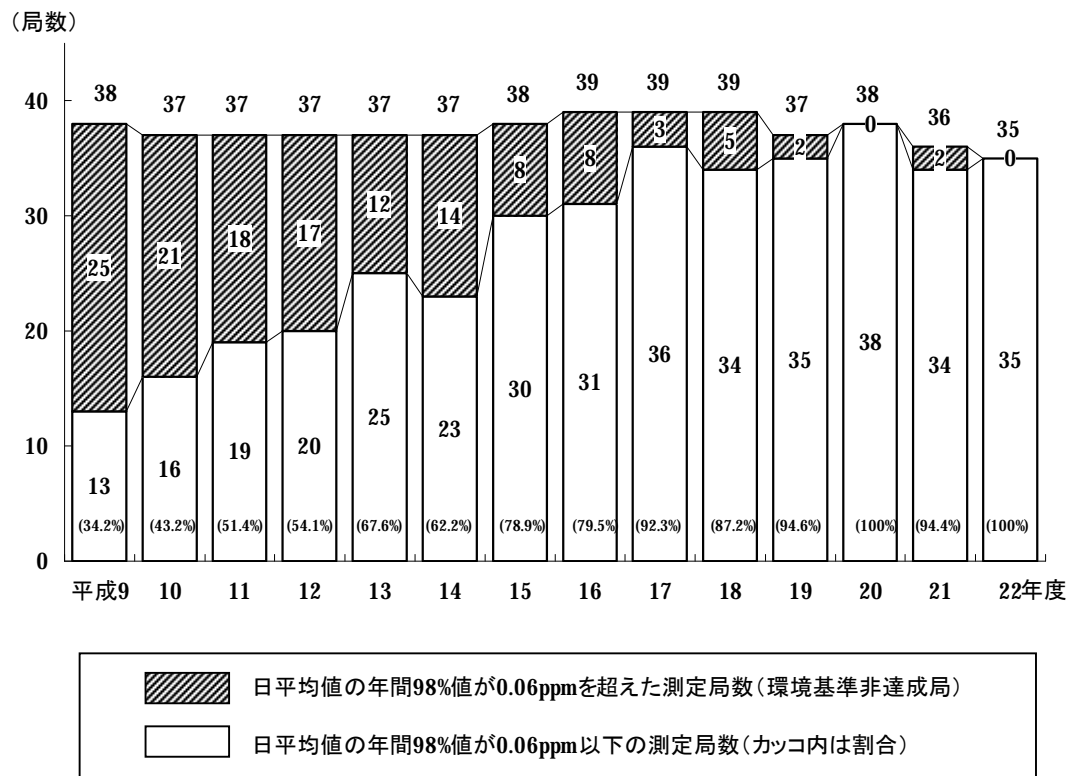


図2-1-3 自排局における二酸化窒素の環境基準達成状況

### (3) 環境基準超過日数の推移

継続測定局において、1局以上の測定局で日平均値が環境基準値(0.06ppm)を超過した日数と年間の延べ超過日数は、一般局については表 2-1-1、自排局については表 2-1-2 に示すとおりであり、いずれも減少の傾向にある。

表2-1-1 一般局における二酸化窒素の環境基準値超過状況

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過日数	27	28	14	20	13	18	9	2	4	7	2	1	3	6
延べ超過日数	259	230	87	106	101	131	63	8	21	20	6	1	15	13

表2-1-2 自排局における二酸化窒素の環境基準値超過状況

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過日数	123	106	96	104	79	62	36	37	28	27	14	6	13	5
延べ超過日数	728	632	449	524	344	313	171	140	83	114	50	8	59	25



## 2 浮遊粒子状物質濃度の推移

### (1) 年平均値の推移

継続測定局（一般局 53 局、自排局 24 局）における、平成 9～22 年度の浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、図 2-2-1 に示すとおりである。

一般局、自排局とも減少傾向にあり、一般局の平成 22 年度の年平均値は  $0.022\text{mg}/\text{m}^3$  であり、また、自排局の平成 22 年度の年平均値は  $0.023\text{mg}/\text{m}^3$  であった。

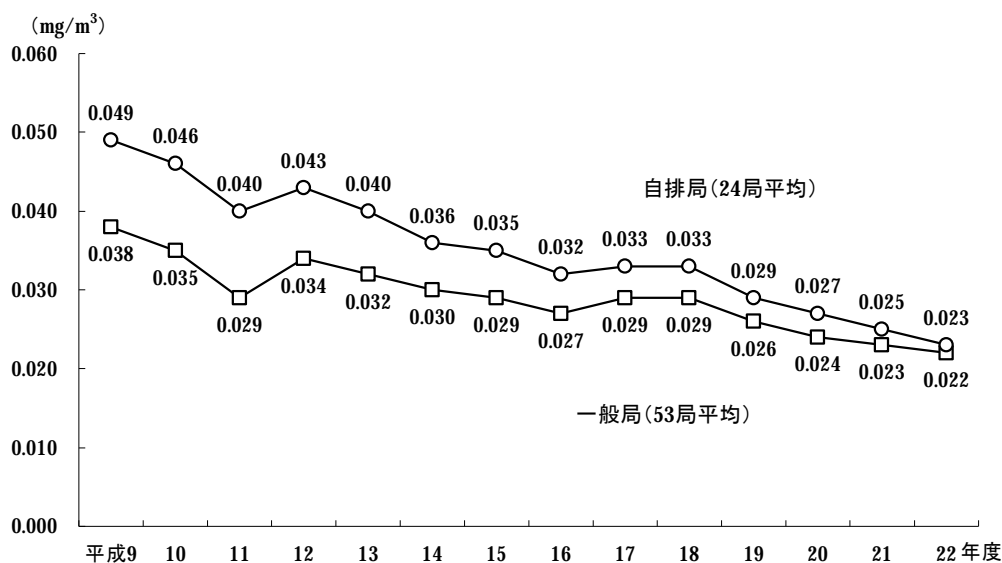


図2-2-1 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

### (2) 環境基準達成状況

環境基準の達成状況を長期的評価でみると過去 14 年間の浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況の推移は、一般局については図 2-2-2、自排局については図 2-2-3 に示すとおりである。

一般局、自排局とも、平成 17、18、19 年度は、環境基準評価値の  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を 2 日連続して超過したことにより、環境基準非達成となった局がみられたが、平成 20 年度以降は、環境基準達成率は 100%となっている（短期的評価は非達成）。

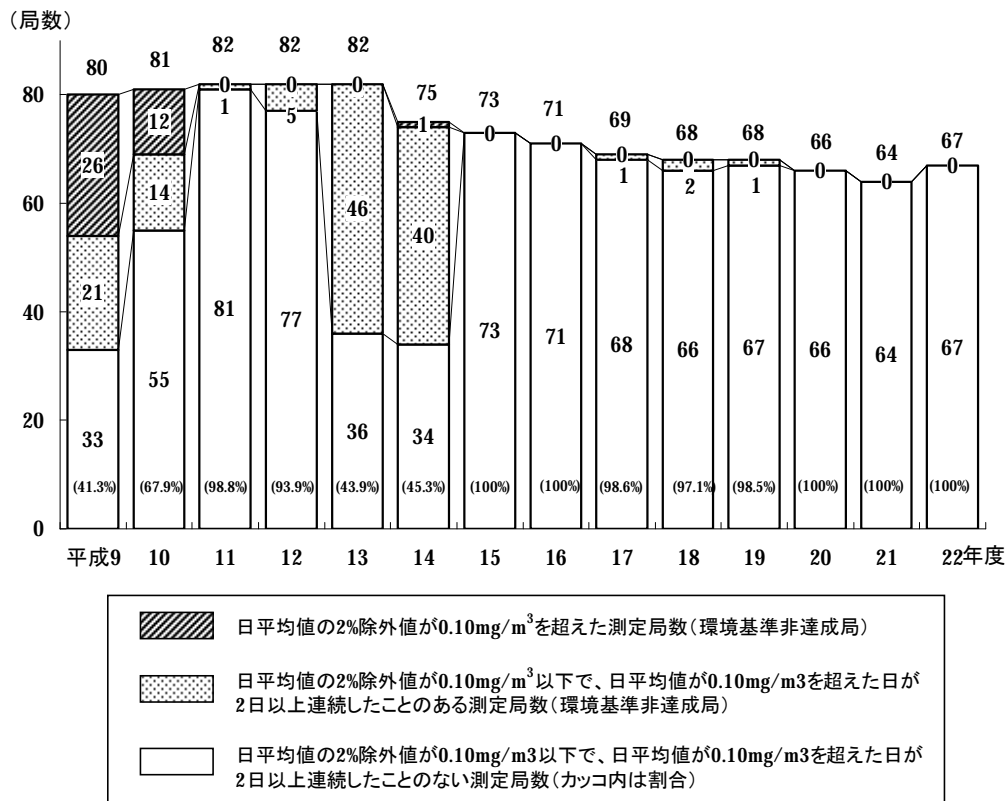


図2-2-2 一般局における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

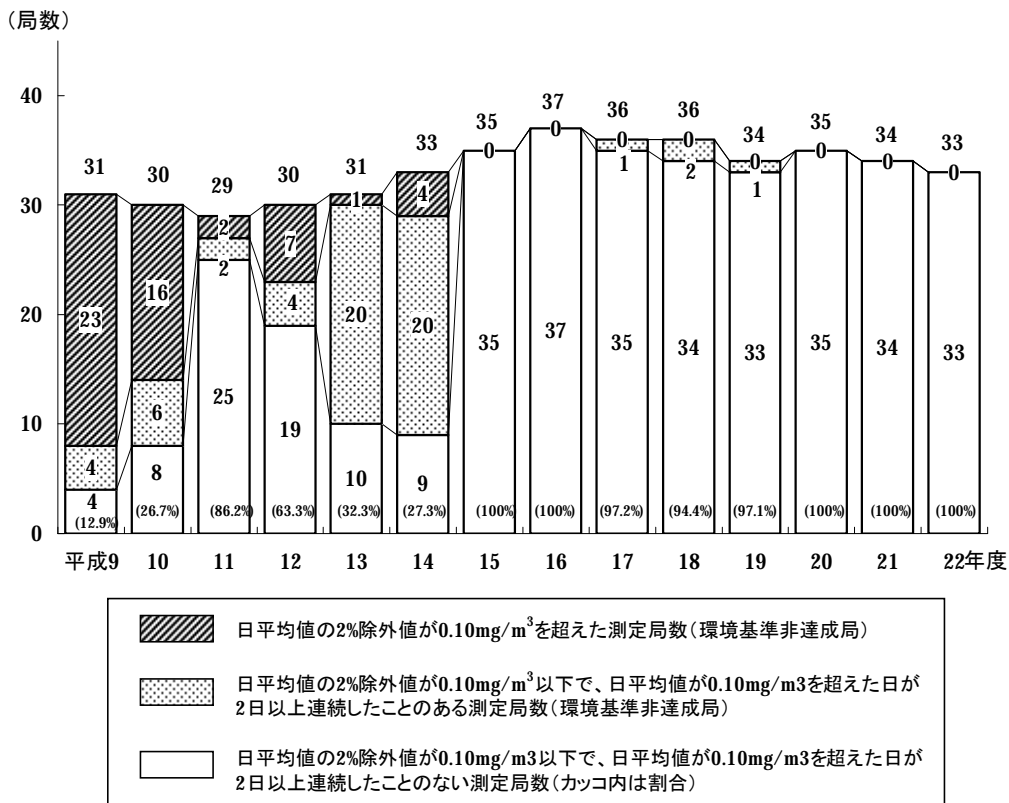


図2-2-3 自排局における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

### (3) 環境基準超過日数の推移

継続測定局において、1局以上の測定局で日平均値が環境基準値（0.10 mg/m<sup>3</sup>）を超過した日数と年間の延べ超過日数は、一般局については表 2-2-1、自排局については表 2-2-2 に示すとおりであり、いずれも減少の傾向にある。

表2-2-1 一般局における浮遊粒子状物質の環境基準値超過状況

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過日数	24	18	6	18	9	10	0	1	6	6	6	0	1	2
延べ超過日数	309	195	9	56	113	143	0	1	9	95	62	0	50	19

表2-2-2 自排局における浮遊粒子状物質の環境基準値超過状況

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過日数	39	46	21	33	12	14	3	4	5	7	6	0	1	3
延べ超過日数	303	231	38	122	76	111	5	4	7	59	36	0	20	15

また、大阪管区气象台において、黄砂が観測された日のうち、浮遊粒子状物質が環境基準値を超過した日数は、表 2-2-3 に示すとおりである。

近年は、黄砂観測日以外で、環境基準値を超過した日が少なくなっている。平成 18,19,22 年度に黄砂期間以外で、環境基準値を超過した日があった。

表2-2-3 浮遊粒子状物質(自排局)の黄砂観測日における環境基準値超過日数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	3	3	0	9	0	6	0	1	0	3	3	0	1	2

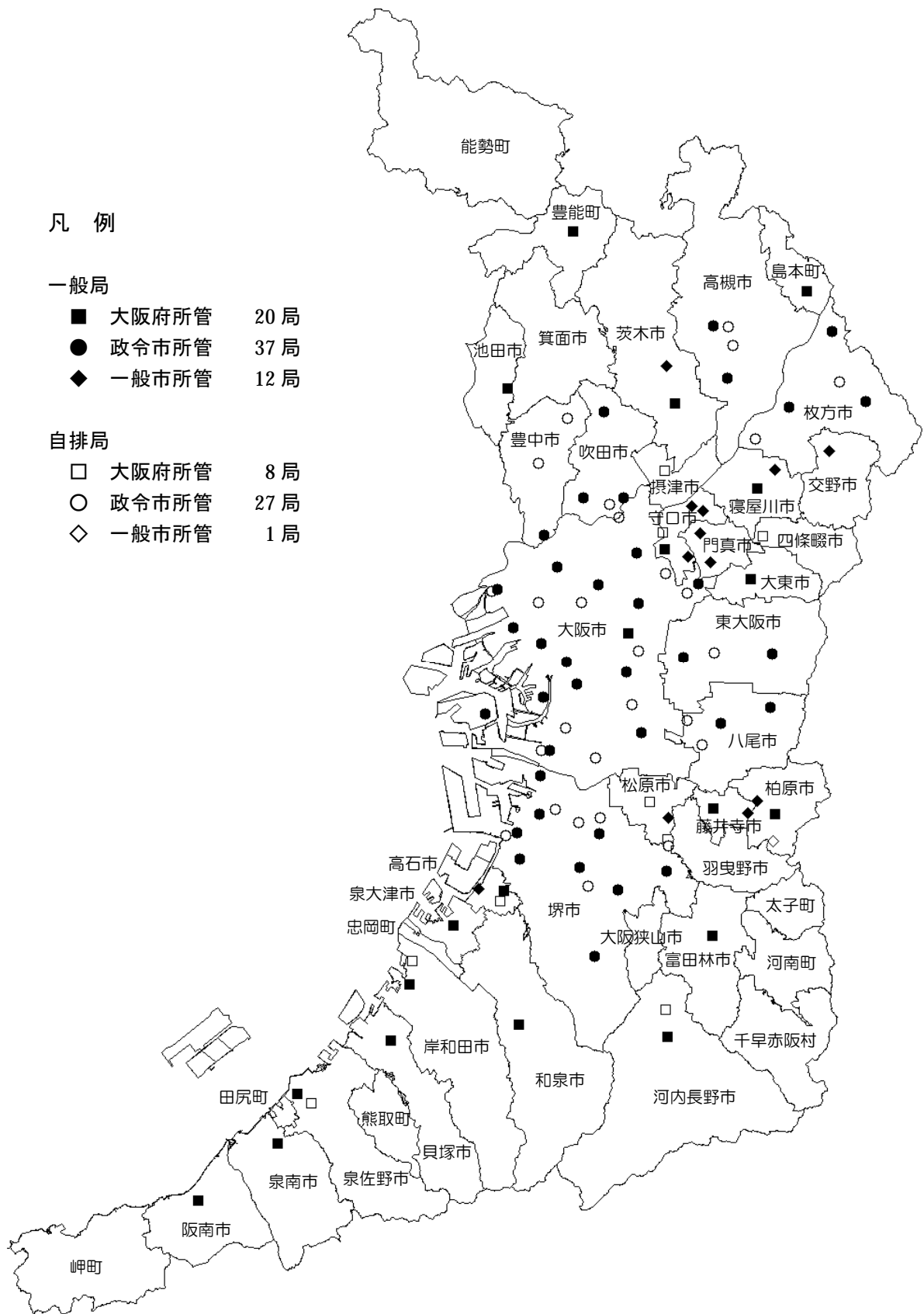


図2-2-4 大気汚染常時監視測定局設置状況(平成23年3月31日現在)

### 第3章 自動車走行量並びに自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出状況の推移

#### 1 自動車走行量の推移

対策地域における平成9～22年度の自動車走行量の推移は、表3-1-1及び図3-1-1に示すとおりであり、平成22年度の自動車走行量は76,300千台キロ/日と、9年度の走行量と比べ約14%減少した。

走行量を車種別にみると、乗用系は51,440千台キロ/日と、平成9年度と比べ約6%の減少であったのに対し、貨物系は24,860千台キロ/日と、平成9年度と比べ約26%と大幅に減少した。

表3-1-1 自動車走行量の推移（対策地域）

(単位:千台キロ/日)

車種	年度	9年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	削減率
乗用系	計	54,530	58,450	58,550	58,230	58,590	57,590	56,720	55,160	54,740	51,440	5.7%
	貨物系											
貨物系	小型	19,700	17,220	17,230	17,140	17,170	16,910	16,640	16,170	16,040	14,810	24.8%
	大型	13,950	12,830	12,870	12,870	13,590	13,480	13,280	12,890	12,790	10,050	28.0%
	計	33,650	30,050	30,100	30,010	30,760	30,390	29,920	29,060	28,830	24,860	26.1%
	合計	88,180	88,510	88,650	88,250	89,350	87,980	86,650	84,230	83,570	76,300	13.5%

注1:平成9年度、平成17年度、平成22年度の走行量は国土交通省が実施した道路交通センサス結果より大阪府が推計したものである。

注2:平成14～16年度の走行量は平成11年度道路交通センサス、平成18～21年度の走行量は平成17年度道路交通センサス結果をもとに大阪府が推計したものである。

注3:「削減率」は平成9年度からの削減率である。

注4:四捨五入の関係で各欄の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

(千台キロ/日)

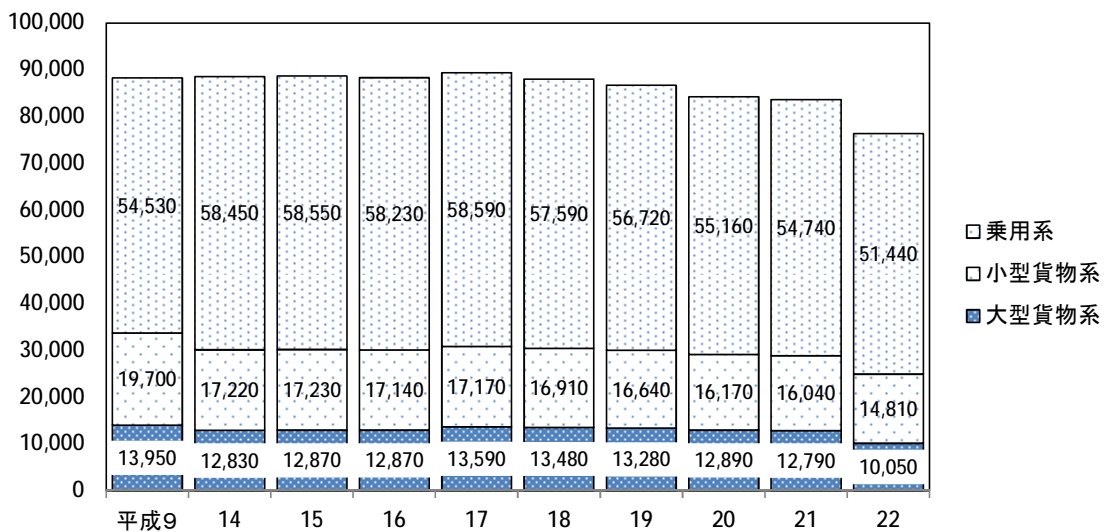


図3-1-1 自動車走行量の推移（対策地域）

## 2 自動車排出窒素酸化物の排出状況の推移

対策地域における平成 9～22 年度の自動車排出窒素酸化物量の推移は、表 3-1-2 及び図 3-1-2 に示すとおりであり、平成 22 年度の自動車排出窒素酸化物量は 14,000 トン／年と平成 9 年度の排出量 27,260 トン／年と比べ約 49%削減されている。

排出量を車種別にみると、乗用系及び小型貨物系についてはそれぞれ、2,100 トン／年、1,670 トン／年と、平成 9 年度と比べそれぞれ約 62%、約 67%削減されている。また、大型貨物系については 10,230 トン／年と、平成 9 年度と比べ約 39%削減されている。

表 3-1-2 自動車排出窒素酸化物の排出状況の推移（対策地域）

年度		9年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	削減率
乗用系	計	5,450	4,680	4,220	3,820	3,730	3,190	2,810	2,570	2,320	2,100	61.5%
	小型	5,090	3,440	3,300	2,880	2,420	2,180	2,070	1,870	1,660	1,670	67.2%
貨物系	大型	16,720	13,890	13,890	14,860	14,560	13,990	13,090	11,660	10,920	10,230	38.8%
	計	21,810	17,330	17,190	17,740	16,980	16,170	15,160	13,530	12,580	11,900	45.4%
合計		27,260	22,010	21,410	21,550	20,710	19,360	17,960	16,100	14,900	14,000	48.6%

注1: 自動車NOx排出量は自動車走行量の推計値及び府域を走行する平均的な自動車のNOx排出係数等からの推計値である。  
 注2: 「削減率」は平成9年度からの削減率を示す。  
 注3: 排出量は10トン／年の単位で四捨五入しており、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

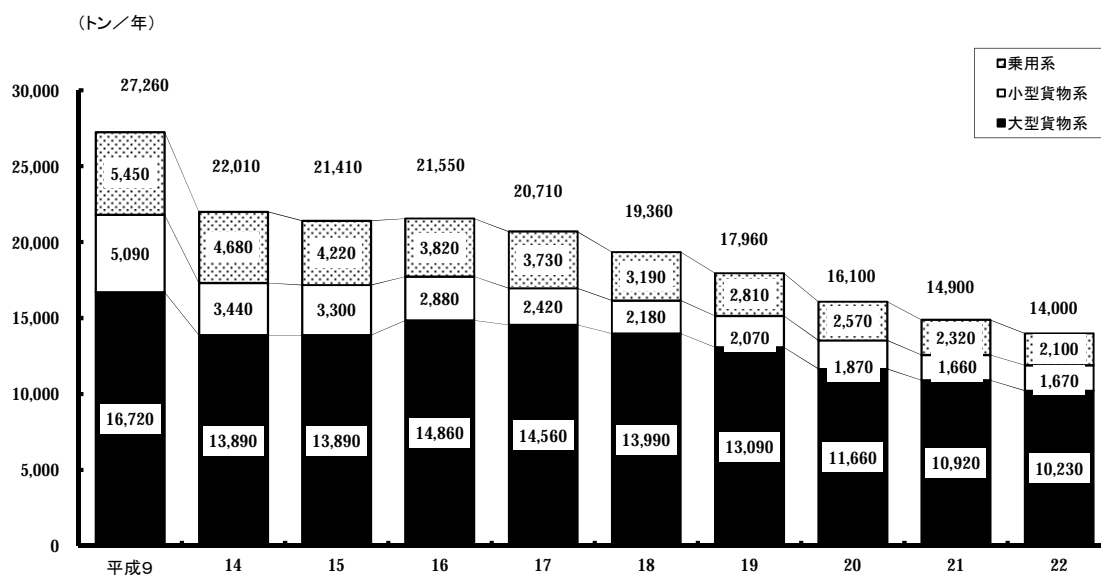


図 3-1-2 自動車排出窒素酸化物の排出状況の推移（対策地域）

### 3 自動車排出粒子状物質の排出状況の推移

対策地域における平成9～22年度の自動車排出粒子状物質の量の推移は、表3-1-3及び図3-1-3に示すとおりであり、平成22年度の自動車排出粒子状物質量は550トン/年と平成9年度の排出量3,170トン/年と比べ約83%削減されている。

排出量を車種別にみると、乗用系及び小型貨物系についてはそれぞれ、90トン/年、50トン/年と、平成9年度と比べそれぞれ約81%、約88%削減されている。また、大型貨物系については、410トン/年と、平成9年度と比べ約82%削減されている。

表3-1-3 自動車排出粒子状物質の排出状況の推移（対策地域）

年度		9年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	削減率
車種	計	3,170	2,070	1,940	1,820	1,670	1,320	1,100	830	620	550	81.3%
乗用系	計	480	350	330	230	230	190	150	130	110	90	81.3%
	小型	430	210	190	190	150	110	90	70	50	50	88.4%
	大型	2,260	1,510	1,420	1,390	1,290	1,030	860	630	460	410	81.9%
貨物系	計	2,690	1,720	1,610	1,580	1,440	1,140	950	700	510	460	82.9%
合計		3,170	2,070	1,940	1,820	1,670	1,320	1,100	830	620	550	82.6%

注1:自動車PM排出量は自動車走行量の推計値及び府域を走行する平均的な自動車のPM排出係数等からの推計値である。

注2:「削減率」は平成9年度からの削減率を示す。

注3:排出量は10トン/年の単位で四捨五入しており、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

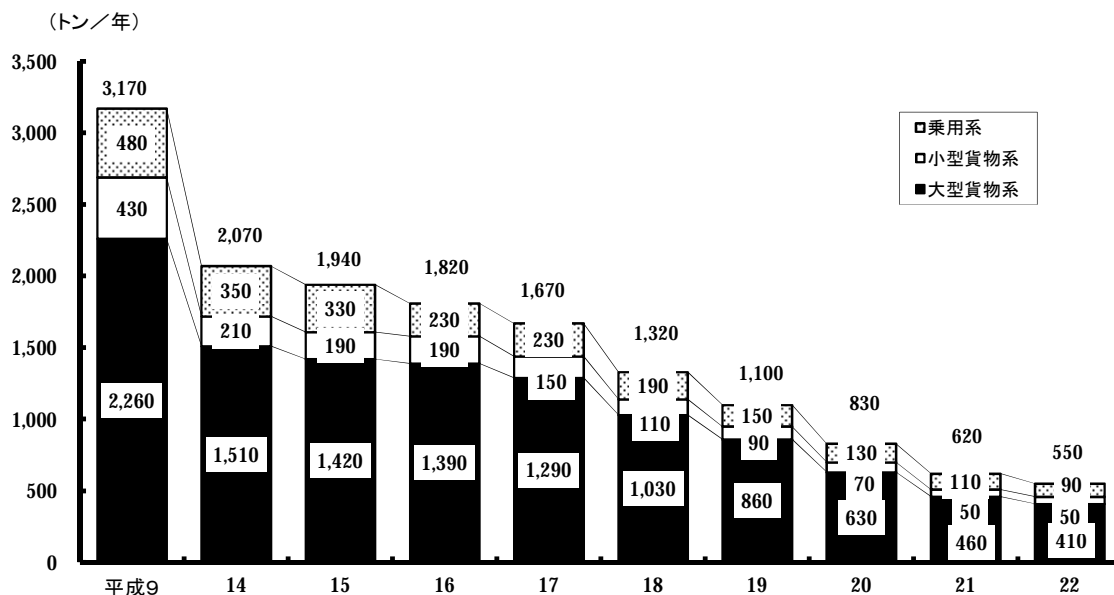


図3-1-3 自動車排出粒子状物質の排出状況の推移（対策地域）

## 第4章 総量削減施策の実施状況及び計画の評価

### 1 総量削減施策の実施状況

#### (1) 各対策別の実施状況

##### ①自動車単体規制の推進及び車種規制の実施

計画達成の方途		実施状況																											
自動車単体規制の推進	(1) ディーゼル車排出ガス新長期目標の早期実施 ・新長期目標の早期実施	○単体規制の強化 ・ディーゼル新短期目標…平成14～16年規制として実施 ・ディーゼル新長期目標…平成17年規制として実施 ・ディーゼルポスト新長期目標…平成21・22年規制として実施																											
	(2) 最新規制適合車への転換促進 ・最新規制適合車への早期転換促進のための低利融資の斡旋等の支援措置	○低利融資の斡旋等の支援措置 ・中小企業低公害車等購入資金特別融資（府）																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1台</td> <td>17台</td> <td>110台</td> <td>97台</td> <td>95台</td> <td>30台</td> <td>11台</td> </tr> </tbody> </table> ・低公害車普及助成事業（大阪市） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7台</td> <td>14台</td> <td>17台</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>							H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	1台	17台	110台	97台	95台	30台	11台	H14	H15	H16	H17	7台	14台	17台
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																							
1台	17台	110台	97台	95台	30台	11台																							
H14	H15	H16	H17																										
7台	14台	17台	2台																										



計画達成の方途	実施状況																																																																																																																	
<p>(3) 車両の点検・整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用過程車に対する、自動車の適切な点検・整備を促進</li> <li>・自動車排出ガス等街頭検査の実施</li> <li>・「整備不良ディーゼル車府民通報制度」の運営</li> </ul>	<p>○適正点検整備研修会（近畿運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者研修、整備主任者法令研修等の実施</li> </ul> <table border="1" data-bbox="544 271 1473 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ回数 (回)</td> <td>108</td> <td>149</td> <td>226</td> <td>150</td> <td>157</td> <td>162</td> <td>196</td> <td>182</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>受講者数 (人)</td> <td>15,894</td> <td>18,600</td> <td>22,630</td> <td>20,947</td> <td>17,461</td> <td>19,952</td> <td>24,065</td> <td>24,232</td> <td>16,227</td> </tr> </tbody> </table> <p>○整備不良ディーゼル車府民通報制度（近畿運輸局、府）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民モニター委嘱 100名（～H22.9）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="600 589 1334 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知件数 (件)</td> <td>545</td> <td>162</td> <td>263</td> <td>170</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>報告件数 (件)</td> <td>377</td> <td>115</td> <td>188</td> <td>108</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="600 748 1195 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知件数 (件)</td> <td>129</td> <td>86</td> <td>28</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>報告件数 (件)</td> <td>89</td> <td>65</td> <td>19</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自動車排出ガス等街頭検査の実施（大阪自動車環境対策推進会議）</p> <table border="1" data-bbox="608 949 1342 1111"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実施回数 (回)</td> <td>49</td> <td>43</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検査台数</td> <td>ディーゼル車 (台)</td> <td>521</td> <td>408</td> <td>610</td> <td>536</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 (台)</td> <td>1,678</td> <td>1,447</td> <td>1,337</td> <td>1,070</td> <td>778</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="603 1151 1244 1312"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実施回数 (回)</td> <td>37</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検査台数</td> <td>ディーゼル車 (台)</td> <td>220</td> <td>156</td> <td>56</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 (台)</td> <td>1,006</td> <td>449</td> <td>231</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table>		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	延べ回数 (回)	108	149	226	150	157	162	196	182	107	受講者数 (人)	15,894	18,600	22,630	20,947	17,461	19,952	24,065	24,232	16,227		H14	H15	H16	H17	H18	通知件数 (件)	545	162	263	170	221	報告件数 (件)	377	115	188	108	138		H19	H20	H21	H22	通知件数 (件)	129	86	28	12	報告件数 (件)	89	65	19	9			H14	H15	H16	H17	H18	実施回数 (回)		49	43	47	45	37	検査台数	ディーゼル車 (台)	521	408	610	536	354	ガソリン車 (台)	1,678	1,447	1,337	1,070	778			H19	H20	H21	H22	実施回数 (回)		37	21	9	8	検査台数	ディーゼル車 (台)	220	156	56	88	ガソリン車 (台)	1,006	449	231	136
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22																																																																																																									
延べ回数 (回)	108	149	226	150	157	162	196	182	107																																																																																																									
受講者数 (人)	15,894	18,600	22,630	20,947	17,461	19,952	24,065	24,232	16,227																																																																																																									
	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																													
通知件数 (件)	545	162	263	170	221																																																																																																													
報告件数 (件)	377	115	188	108	138																																																																																																													
	H19	H20	H21	H22																																																																																																														
通知件数 (件)	129	86	28	12																																																																																																														
報告件数 (件)	89	65	19	9																																																																																																														
		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																												
実施回数 (回)		49	43	47	45	37																																																																																																												
検査台数	ディーゼル車 (台)	521	408	610	536	354																																																																																																												
	ガソリン車 (台)	1,678	1,447	1,337	1,070	778																																																																																																												
		H19	H20	H21	H22																																																																																																													
実施回数 (回)		37	21	9	8																																																																																																													
検査台数	ディーゼル車 (台)	220	156	56	88																																																																																																													
	ガソリン車 (台)	1,006	449	231	136																																																																																																													
<p>(4) ディーゼル微粒子除去装置（DPF等）の装着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援措置等を講じることによる、DPF・酸化触媒装着の促進</li> </ul>	<p>○DPF等の装着補助（近畿運輸局、府等）</p> <table border="1" data-bbox="600 1473 1117 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DPF</td> <td>16基</td> <td>3基</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>酸化触媒</td> <td>—</td> <td>1基</td> <td>0台</td> </tr> </tbody> </table>		H14	H15	H16	DPF	16基	3基	10台	酸化触媒	—	1基	0台																																																																																																					
	H14	H15	H16																																																																																																															
DPF	16基	3基	10台																																																																																																															
酸化触媒	—	1基	0台																																																																																																															
<p>(5) その他の自動車排出ガス低減対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル車の燃料品質対策等</li> <li>・自動車排出窒素酸化物等の低減技術の研究開発を推進</li> </ul>	<p>○軽油中の硫黄分の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年4月～ 50ppm軽油の供給開始（石油連盟各社）</li> <li>・平成17年1月～ 10ppm軽油の供給開始（石油連盟各社）</li> <li>・平成19年1月～ 許容限度を10ppmに規制強化（品確法）</li> <li>・大阪府不正軽油防止対策協議会（H16年3月設立）による対策の推進（府等）</li> </ul>																																																																																																																	

計画達成の方途		実施状況																																																																																											
車種規制の実施等	(1) 車種規制の適正かつ確実な実施 ・使用過程車に対する、車種規制の適正かつ確実な実施	<b>○車種規制の実施</b> ・平成14年10月～ 自動車NOx・PM法に基づき実施																																																																																											
	(2) 排出基準適合車への早期代替 ・低利融資の斡旋や優遇税制等の支援措置の実施による排出基準の適合車への早期代替を促進 ・特定事業者に対する排出基準適合車への早期代替の指導 ・特定事業者以外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替を啓発・指導 ・公用車の排出基準適合車への早期代替	<b>○車種規制による早期代替支援</b> ・自動車取得税の軽減  <b>○特定事業者に対する指導等（後掲）</b>  <b>○公用車の早期代替</b>  <div style="text-align: right;">(単位：台)</div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">H14</th> <th colspan="2">H15</th> <th colspan="2">H16</th> <th colspan="2">H17</th> <th colspan="2">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸和田市</td><td>1</td> <td>高槻市</td><td>9</td> <td>高槻市</td><td>10</td> <td>高槻市</td><td>17</td> <td>高槻市</td><td>19</td> </tr> <tr> <td>摂津市</td><td>4</td> <td>摂津市</td><td>1</td> <td>摂津市</td><td>4</td> <td>摂津市</td><td>7</td> <td>摂津市</td><td>17</td> </tr> <tr> <td>等</td><td></td> <td>藤井寺市</td><td>2</td> <td>岸和田市</td><td>1</td> <td>岸和田市</td><td>2</td> <td>岸和田市</td><td>1</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>等</td><td></td> <td>等</td><td></td> <td>等</td><td></td> <td>等</td><td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">H19</th> <th colspan="2">H20</th> <th colspan="2">H21</th> <th colspan="2">H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高槻市</td><td>22</td> <td>高槻市</td><td>15</td> <td>高槻市</td><td>18</td> <td>豊中市</td><td>34</td> </tr> <tr> <td>摂津市</td><td>15</td> <td>摂津市</td><td>9</td> <td>岸和田市</td><td>2</td> <td>大阪市</td><td>30</td> </tr> <tr> <td>等</td><td></td> <td>岸和田市</td><td>1</td> <td>東大阪市</td><td>1</td> <td>枚方市</td><td>20</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>等</td><td></td> <td>等</td><td></td> <td>等</td><td></td> </tr> </tbody> </table>		H14		H15		H16		H17		H18		岸和田市	1	高槻市	9	高槻市	10	高槻市	17	高槻市	19	摂津市	4	摂津市	1	摂津市	4	摂津市	7	摂津市	17	等		藤井寺市	2	岸和田市	1	岸和田市	2	岸和田市	1			等		等		等		等		H19		H20		H21		H22		高槻市	22	高槻市	15	高槻市	18	豊中市	34	摂津市	15	摂津市	9	岸和田市	2	大阪市	30	等		岸和田市	1	東大阪市	1	枚方市	20			等		等		等	
	H14		H15		H16		H17		H18																																																																																				
岸和田市	1	高槻市	9	高槻市	10	高槻市	17	高槻市	19																																																																																				
摂津市	4	摂津市	1	摂津市	4	摂津市	7	摂津市	17																																																																																				
等		藤井寺市	2	岸和田市	1	岸和田市	2	岸和田市	1																																																																																				
		等		等		等		等																																																																																					
H19		H20		H21		H22																																																																																							
高槻市	22	高槻市	15	高槻市	18	豊中市	34																																																																																						
摂津市	15	摂津市	9	岸和田市	2	大阪市	30																																																																																						
等		岸和田市	1	東大阪市	1	枚方市	20																																																																																						
		等		等		等																																																																																							
(3) 流入車対策 ・対策地域外からの流入車の使用者に対する、排出基準適合車の使用について啓発・指導	<b>○生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制</b> ・平成19年10月25日 改正「大阪府生活環境の保全等に関する条例」公布 ・平成21年1月1日～ 条例施行（特種車は平成21年10月1日施行）  <b>○対策地域外からの流入車の状況（普通貨物車）</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">対策地域の走行車両のうち 対策地域外登録の自動車 (流入車)</th> <th colspan="2">対策地域の走行車両のうち 対策地域内登録の自動車</th> </tr> <tr> <th>排出基準 適合車</th> <th>排出基準 非適合車</th> <th>排出基準 適合車</th> <th>排出基準 非適合車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(規制前) H19</td> <td>10%</td> <td>17%</td> <td>65%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>(規制後) H21</td> <td>17%</td> <td>2%</td> <td>80%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>17%</td> <td>2%</td> <td>81%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">(環境省調査)</div>			対策地域の走行車両のうち 対策地域外登録の自動車 (流入車)		対策地域の走行車両のうち 対策地域内登録の自動車		排出基準 適合車	排出基準 非適合車	排出基準 適合車	排出基準 非適合車	(規制前) H19	10%	17%	65%	8%	(規制後) H21	17%	2%	80%	1%	H22	17%	2%	81%	0%																																																																			
	対策地域の走行車両のうち 対策地域外登録の自動車 (流入車)			対策地域の走行車両のうち 対策地域内登録の自動車																																																																																									
	排出基準 適合車	排出基準 非適合車	排出基準 適合車	排出基準 非適合車																																																																																									
(規制前) H19	10%	17%	65%	8%																																																																																									
(規制後) H21	17%	2%	80%	1%																																																																																									
H22	17%	2%	81%	0%																																																																																									
	<b>○広域的な取組み</b> ・近畿八府県市自動車環境対策協議会（後掲）																																																																																												

②低公害車の普及促進

計画達成の方途		実施状況																																																																																								
低公害車の普及促進	<p>○普及目標</p> <p>平成22年度までに低公害車・低排出ガス車を約200万台普及</p>	<p>○府域の普及台数 (単位：台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>H9</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>492</td> <td>3,257</td> <td>3,827</td> <td>4,070</td> <td>4,602</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>21</td> <td>4,744</td> <td>6,936</td> <td>9,646</td> <td>12,554</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>247</td> <td>339</td> <td>336</td> <td>326</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>メタノール自動車</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>低公害車合計</td> <td>790</td> <td>8,342</td> <td>11,101</td> <td>14,042</td> <td>17,477</td> </tr> <tr> <td>低公害車等合計</td> <td>11万</td> <td>100万</td> <td>123万</td> <td>146万</td> <td>169万</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>4,928</td> <td>5,203</td> <td>5,377</td> <td>5,380</td> <td>5,228</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>16,953</td> <td>21,736</td> <td>27,369</td> <td>50,534</td> <td>76,145</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>347</td> <td>339</td> <td>310</td> <td>316</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>メタノール自動車</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>低公害車合計</td> <td>22,213</td> <td>27,278</td> <td>33,056</td> <td>56,230</td> <td>81,910</td> </tr> <tr> <td>低公害車等合計*</td> <td>186万</td> <td>197万</td> <td>204万</td> <td>218万</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※低公害車等合計とは、低公害車と低排出ガス車（LEV-7）の普及台数の合計          *なお、LEV-7指定制度は、国の自動車排出ガス規制の強化、国の低排出ガス車認定制度が充実されたこと等から、平成21年7月31日の指定をもって終了した</p>					種類	H9	H14	H15	H16	H17	天然ガス自動車	492	3,257	3,827	4,070	4,602	ハイブリッド自動車	21	4,744	6,936	9,646	12,554	電気自動車	247	339	336	326	321	メタノール自動車	30	2	2	0	0	低公害車合計	790	8,342	11,101	14,042	17,477	低公害車等合計	11万	100万	123万	146万	169万	種類	H18	H19	H20	H21	H22	天然ガス自動車	4,928	5,203	5,377	5,380	5,228	ハイブリッド自動車	16,953	21,736	27,369	50,534	76,145	電気自動車	347	339	310	316	537	メタノール自動車	0	0	0	0	0	低公害車合計	22,213	27,278	33,056	56,230	81,910	低公害車等合計*	186万	197万	204万	218万	
	種類	H9	H14	H15	H16	H17																																																																																				
天然ガス自動車	492	3,257	3,827	4,070	4,602																																																																																					
ハイブリッド自動車	21	4,744	6,936	9,646	12,554																																																																																					
電気自動車	247	339	336	326	321																																																																																					
メタノール自動車	30	2	2	0	0																																																																																					
低公害車合計	790	8,342	11,101	14,042	17,477																																																																																					
低公害車等合計	11万	100万	123万	146万	169万																																																																																					
種類	H18	H19	H20	H21	H22																																																																																					
天然ガス自動車	4,928	5,203	5,377	5,380	5,228																																																																																					
ハイブリッド自動車	16,953	21,736	27,369	50,534	76,145																																																																																					
電気自動車	347	339	310	316	537																																																																																					
メタノール自動車	0	0	0	0	0																																																																																					
低公害車合計	22,213	27,278	33,056	56,230	81,910																																																																																					
低公害車等合計*	186万	197万	204万	218万																																																																																						
<p>(1) 低公害車の導入支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助、低利融資、利子補給及び優遇税制等の支援措置の実施</li> <li>情報提供による低公害車・低排出ガス車の導入促進</li> <li>低公害車の駐車料金割引制度を実施するなど、低公害車導入への経済的インセンティブの拡大</li> <li>自動車の販売に際して排ガス性能など自動車環境情報の提供要請、または義務付けの制度化</li> </ul>	<p>○優遇税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車取得税、自動車税の軽減</li> </ul> <p>○導入補助・融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス・トラックへの天然ガス車等低公害車の導入補助（近畿運輸局、府、市）</li> </ul> <p>(単位：台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガスバス (その他バス含む計)</td> <td>6 (25)</td> <td>10 (19)</td> <td>11 (29)</td> <td>2 (5)</td> <td>0 (8)</td> </tr> <tr> <td>天然ガストラック (その他トラック含む計)</td> <td>129 (129)</td> <td>170 (296)</td> <td>156 (373)</td> <td>78 (179)</td> <td>147 (208)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガスバス (その他バス含む計)</td> <td>— (11)</td> <td>4 (21)</td> <td>2 (23)</td> <td>2 (16)</td> </tr> <tr> <td>天然ガストラック (その他トラック含む計)</td> <td>34 (612)</td> <td>0 (963)</td> <td>0 (319)</td> <td>0 (212)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* H19は関空・りんくうCNG車普及促進モデル事業として導入          * H20からは近畿運輸局のみ実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車導入促進事業（府）              トラック協会補助事業への助成</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガストラック 104台</td> <td>天然ガストラック 68台</td> <td>天然ガストラック 30台</td> </tr> </tbody> </table>		H14	H15	H16	H17	H18	天然ガスバス (その他バス含む計)	6 (25)	10 (19)	11 (29)	2 (5)	0 (8)	天然ガストラック (その他トラック含む計)	129 (129)	170 (296)	156 (373)	78 (179)	147 (208)		H19	H20	H21	H22	天然ガスバス (その他バス含む計)	— (11)	4 (21)	2 (23)	2 (16)	天然ガストラック (その他トラック含む計)	34 (612)	0 (963)	0 (319)	0 (212)	H15	H16	H17	天然ガストラック 104台	天然ガストラック 68台	天然ガストラック 30台																																																		
	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																					
天然ガスバス (その他バス含む計)	6 (25)	10 (19)	11 (29)	2 (5)	0 (8)																																																																																					
天然ガストラック (その他トラック含む計)	129 (129)	170 (296)	156 (373)	78 (179)	147 (208)																																																																																					
	H19	H20	H21	H22																																																																																						
天然ガスバス (その他バス含む計)	— (11)	4 (21)	2 (23)	2 (16)																																																																																						
天然ガストラック (その他トラック含む計)	34 (612)	0 (963)	0 (319)	0 (212)																																																																																						
H15	H16	H17																																																																																								
天然ガストラック 104台	天然ガストラック 68台	天然ガストラック 30台																																																																																								

計画達成の方途	実施状況																																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害貨物自動車普及補助(府) 白ナンバー事業者への補助</li> </ul> <table border="1" data-bbox="587 271 1152 392"> <thead> <tr> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガストラック 13台</td> <td>天然ガストラック 7台</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車普及助成事業(大阪市)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="587 432 1442 750"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガストラック</td> <td>購入 70台 リース 40台</td> <td>購入 60台 リース 17台</td> <td>購入 49台 —</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッドトラック</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>購入 25台</td> </tr> <tr> <td>天然ガスバス</td> <td>購入 2台</td> <td>購入 2台</td> <td>購入 0台</td> </tr> <tr> <td>LPGトラック</td> <td>購入 4台</td> <td>購入 16台</td> <td>購入 9台</td> </tr> <tr> <td>LEV-6*</td> <td>購入 14台</td> <td>購入 17台</td> <td>購入 0台</td> </tr> <tr> <td>福祉施設送迎車両</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※LEV-6とは、京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会が平成17年度末までに指定した低排出ガス車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス利用促進等総合対策事業(堺市)(H21～) H21実績 天然ガスノンステップバス 2台 H22実績 天然ガスノンステップバス 2台</li> <li>低公害貨物自動車リース事業(大阪市)(～H18) H15実績 天然ガストラック 3台 H16実績 天然ガストラック 22台, ハイブリッドトラック 27台 H17実績 天然ガストラック 40台, ハイブリッドトラック 9台 H18実績 天然ガストラック 33台, ハイブリッドトラック 17台 H19～ 新規受付無し、名義変更等に係る事務のみ</li> <li>中小企業低公害車等購入資金特別融資(府)(前掲)</li> <li>環境保全対策利子補給制度(大阪市)(H19～)</li> <li>環境にやさしい車市内駐車場使用料減免制度(池田市)</li> <li>小規模企業者等設備貸与((財)大阪産業振興機構) グリーン配送適合車に係る設備貸与</li> </ul> <table border="1" data-bbox="571 1357 1469 1426"> <thead> <tr> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1台</td> <td>25台</td> <td>33台</td> <td>42台</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>17台</td> <td>20台</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪エコカー普及戦略の策定(H21大阪自動車環境対策推進会議) ・2020年目標 府内自動車の半数をエコカーに!</li> <li>○電気自動車実証実験(H20～H21府) ・環境省の「次世代自動車等導入促進事業」を活用し、電気自動車の実証使用データを集積するほか、イベント等の活用により電気自動車を広く府民にPR</li> </ul>	H15	H16	天然ガストラック 13台	天然ガストラック 7台		H15	H16	H17	天然ガストラック	購入 70台 リース 40台	購入 60台 リース 17台	購入 49台 —	ハイブリッドトラック	—	—	購入 25台	天然ガスバス	購入 2台	購入 2台	購入 0台	LPGトラック	購入 4台	購入 16台	購入 9台	LEV-6*	購入 14台	購入 17台	購入 0台	福祉施設送迎車両	—	—	—	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	1台	25台	33台	42台	12台	10台	17台	20台
H15	H16																																																
天然ガストラック 13台	天然ガストラック 7台																																																
	H15	H16	H17																																														
天然ガストラック	購入 70台 リース 40台	購入 60台 リース 17台	購入 49台 —																																														
ハイブリッドトラック	—	—	購入 25台																																														
天然ガスバス	購入 2台	購入 2台	購入 0台																																														
LPGトラック	購入 4台	購入 16台	購入 9台																																														
LEV-6*	購入 14台	購入 17台	購入 0台																																														
福祉施設送迎車両	—	—	—																																														
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22																																										
1台	25台	33台	42台	12台	10台	17台	20台																																										

計画達成の方途		実施状況				
(2) 公用車への率先導入 ・ 公用車の低公害車・低排出ガス車への着実な切り替え ・ 市町における、公用車への低公害車の率先導入	○低公害車等の公用車への導入状況 (単位：台)					
		H13	H14	H15	H16	H17
低公害車	大阪府	130	171	197	227	249
	その他官公庁	626	800	883	980	1,055
ガ低排出車※	大阪府	196	255	331	406	454
	その他官公庁	210	581	1,076	1,308	1,558
合 計		1,162	1,807	2,487	2,921	3,316
		H18	H19	H20	H21	H22
低公害車	大阪府	254	282	276	289	284
	その他官公庁	1,184	1,173	1,124	1,118	1,141
ガ低排出車	大阪府	472	535	546	213	338
	その他官公庁	2,170	2,399	4,446	2,406	3,687
合 計		4,080	4,389	6,392	4,026	4,098
*低排出ガス車のうち、大阪府分はLEV-7、その他官公庁分は低燃費かつ低排出ガス認定車の台数である。(H20は大阪市分もLEV-7) ただし、H21・22の大阪府分、その他官公庁分はいずれも低燃費かつ低排出ガス認定車の台数である						
(3) 事業者への導入指導 ・ 特定事業者への指導。 ・ 特定事業者以外の事業者に対する啓発・指導	○特定事業者に対する指導等 ・ 自動車使用管理計画書等による指導 (近畿運輸局、府) 特定事業者数 運送事業者 751 事業者(H22年度末) その他の事業者 623 事業者(H22年度末) ・ 自動車環境対策セミナー等の開催 (府) (H16～)					
(4) グリーン配送の推進 ・ 府及び市等による「グリーン配送」を率先実施 ・ 荷主等の業界団体等に対し「グリーン配送」の実施要請	○グリーン配送の推進 ・ 平成14年4月～ 府(本庁及び警察本部。15年9月～ 全庁へ拡大) 1,625社 8,852台(H22末) ・ 平成15年4月～ 大阪市 1,779社 6,804台(H22末) ・ 民間等への普及を図るための「グリーン配送の推進方針」の策定 (H15:大阪自動車公害対策推進会議) ・ 平成16年4月から「グリーン配送推進運動」を実施 (H16:大阪自動車公害対策推進会議) 参加数 172社(一般事業者56,運送事業者116)(H22末) ・ 八尾市グリーン配送推進協議会によるグリーン配送の推進(八尾市)					
(5) 燃料供給施設の整備 ・ 燃料供給施設(天然ガスエコ・ステーション等)の整備促進	○燃料供給施設の整備 ・ 天然ガスエコ・ステーションの整備補助(府、大阪市) ・ 整備状況 (各年度末調査結果)					
	H13	H14	H15	H16	H17	
天然ガススタンド	29	34	39	42	43	
	H18	H19	H20	H21	H22	
天然ガススタンド	2	42	48	48	46	

計画達成の方途	実施状況																																								
<p>(6) 広域的取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「近畿低公害車導入促進協議会」における低公害車の導入促進</li> <li>・「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」における低排出ガス車の指定・普及等広域的な取組みの推進</li> </ul>	<p>○近畿低公害車導入促進協議会（事務局：近畿運輸局、近畿経済産業局）（～H23.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年6月設立 低公害車普及に関するメールマガジン・パンフレットの発行、低公害車導入促進セミナーの開催</li> <li>【H17】CEV導入状況調査、「低公害車フェア2005inおおさか」に共催</li> <li>【H18】CEV導入状況調査、「低公害車フェア2006inおおさか」に共催</li> <li>【H19】「エコカーフェア2007inおおさか」に共催</li> <li>【H20】アンケート調査の実施</li> <li>【H21】EV・PHV等の普及取組を広報誌へ掲載、ホームページでの普及・情報提供</li> <li>【H22】ホームページでの情報提供</li> </ul> <p>○近畿クリーンエネルギー自動車導入普及促進委員会（CEVかんさい）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【H17-H18】・CEVイベントへの出展、CEVに関する利用状況等の各種情報の発信、「CEVかんさい」（パンフレット）の発行</li> <li>・「CEVマーク」シール貼付車に対する駐車場料金割引等の運動実施</li> <li>【H19】・CEVイベントへの出展</li> <li>・CEV所有者に「CEVマーク」シール配布</li> <li>【H20- H22】・「CEVマーク」シール配布</li> </ul> <p>○近畿八府県市自動車環境対策協議会（H22.4～） （前身は、京阪神7府県市自動車排出ガス対策協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に市販されているガソリン自動車、ディーゼル自動車及びLPG車の中でも、より窒素酸化物等の排出量の少ない自動車を「LEV-7」と指定し、その普及に努めた</li> <li>・LEV-7の指定型式数（～H21）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="600 1111 1437 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車</td> <td>675</td> <td>1,053</td> <td>1,238</td> <td>1,383</td> <td>1,475</td> </tr> <tr> <td>トラック・バス等</td> <td>1,013</td> <td>1,072</td> <td>1,359</td> <td>1,729</td> <td>1,476</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,688</td> <td>2,125</td> <td>2,597</td> <td>3,112</td> <td>2,951</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="600 1319 1219 1487"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車</td> <td>1,567</td> <td>800</td> <td>824</td> </tr> <tr> <td>トラック・バス等</td> <td>1,811</td> <td>1,573</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,378</td> <td>2,373</td> <td>2,406</td> </tr> </tbody> </table>		H14	H15	H16	H17	H18	乗用車	675	1,053	1,238	1,383	1,475	トラック・バス等	1,013	1,072	1,359	1,729	1,476	合計	1,688	2,125	2,597	3,112	2,951		H19	H20	H21	乗用車	1,567	800	824	トラック・バス等	1,811	1,573	1,582	合計	3,378	2,373	2,406
	H14	H15	H16	H17	H18																																				
乗用車	675	1,053	1,238	1,383	1,475																																				
トラック・バス等	1,013	1,072	1,359	1,729	1,476																																				
合計	1,688	2,125	2,597	3,112	2,951																																				
	H19	H20	H21																																						
乗用車	1,567	800	824																																						
トラック・バス等	1,811	1,573	1,582																																						
合計	3,378	2,373	2,406																																						

計画達成の方途	実施状況
<p><b>(7) 技術開発の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の走行性能、経済性の向上及び排出ガスの低減に向けての技術開発促進</li> <li>・大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の技術開発促進とその普及</li> </ul>	<p>○技術開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、メーカーへの要望（大阪自動車環境対策推進会議）</li> <li>・六大都市自動車技術評価委員会（大阪市）</li> </ul>
<p><b>(8) 燃料電池自動車の普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車の走行実験実施や燃料供給施設の整備等、早期実用化と普及に向けた取組みの推進</li> </ul>	<p>○燃料電池自動車の普及促進</p> <p>【H15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車フェアにおいて、燃料電池自動車展示（府等）</li> <li>・国等に対して、府域における実証実験の実施等を要望（府等）</li> <li>・平成15年9月 おおさかFCV推進会議設立</li> <li>・平成15年10月 移動式水素ステーションを設置（府）</li> </ul> <p>【H16】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車を1台導入し、低公害車フェア等において展示と体験乗車を実施（府）</li> <li>・国等に対して、府域における実証実験の実施等を要望（府等）</li> <li>・移動式水素ステーションの設置に係るプロジェクトを推進（府）</li> </ul> <p>【H17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車（トヨタFCHV）を導入し、普及啓発事業を実施（府）</li> <li>・国等に対して、府域における水素・燃料電池実証試験の実施を要望（府等）</li> </ul> <p>【H18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車を活用した普及啓発事業を実施（府）</li> <li>・国プロジェクトにより、大阪府庁と関西国際空港で水素ステーションの建設開始</li> </ul> <p>【H19】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所の水素ステーションが完成、運用開始</li> <li>・燃料電池自動車を活用し、国プロへの協力や普及啓発事業を実施（府）</li> </ul> <p>【H20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車（トヨタFCHV-adv）を導入し、国プロへの協力や普及啓発事業を実施（府）</li> <li>・2箇所の水素ステーションの運用</li> </ul> <p>【H21～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池自動車を活用し、国プロへの協力、産業振興事業及び普及啓発事業を実施（府）</li> <li>・2箇所の水素ステーションの運用</li> <li>・環境教育フェアにて燃料電池車の試乗会を開催（H21:吹田市等）</li> </ul>

③交通需要の低減

計画達成の方途	実施状況																																																
<p><b>交通需要の低減</b></p> <p>(1) 輸送効率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新総合物流施策大綱」(平成13年7月、閣議決定)に基づく物流対策の推進</li> <li>・特定事業者に対する指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>①営業用トラックの積極的活用</li> <li>②共同輸配送の推進</li> <li>③帰り荷の確保</li> <li>④ジャスト・イン・タイムサービスの改善</li> <li>⑤道路混雑時の輸配送の見直し</li> <li>⑥発注の計画化・標準化</li> <li>⑦高度道路交通システム(I T S)による物流の情報化の推進等による実車率、積載率の向上</li> </ul> </li> <li>・特定事業者以外の事業者に対して、輸送効率向上のための措置を講じるよう啓発・指導</li> </ul> <p>●輸送効率向上のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①近畿地方総合物流施策推進会議(国交省等43機関)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒物流効率化、情報通信技術、環境・循環型社会の構築等の取組みの推進</li> </ul> </li> <li>②都市内物流効率化の推進(国土交通省)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「都市内物流効率化マニュアル」を基にした地域特性に応じた施策の働きかけ及び援助等</li> </ul> </li> <li>③実用化に向けたI T S運輸管理システムの構築に関する調査研究(国土交通省)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「I T S運輸管理システム」の構築に向けた実証実験の実施等</li> </ul> </li> <li>④物流効率化指導指針の策定・指導(大阪府)               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒モデル地域における物流効率化対策等の実施結果をもとに、物流効率化指導指針を作成・指導</li> </ul> </li> </ul>	<p>○輸送効率の推移 (自動車輸送統計年報)</p> <table border="1" data-bbox="587 264 1442 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>H9</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>51.7%</td> <td>45.7%</td> <td>44.9%</td> <td>48.3%</td> <td>52.9%</td> <td>50.4%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>27.6%</td> <td>21.0%</td> <td>19.7%</td> <td>19.4%</td> <td>18.6%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44.4%</td> <td>39.5%</td> <td>39.1%</td> <td>42.0%</td> <td>45.6%</td> <td>43.7%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="587 454 1198 620"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22<sup>※</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>48.4%</td> <td>46.5%</td> <td>47.4%</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>18.1%</td> <td>18.1%</td> <td>19.2%</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42.5%</td> <td>41.1%</td> <td>42.4%</td> <td>41.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：特種用途車を除く (国土交通省調)</p> <p>輸送効率＝車種別輸送トンキロ/車種別能力トンキロ</p> <p>※H22年4～9月の平均</p> <p>○新総合物流施策大綱の推進 (近畿運輸局)</p> <p><b>【H18】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿地方総合物流施策推進会議において、「今後、推進すべき具体的な物流施策」の推進状況を把握する指標を踏まえ検討</li> </ul> <p><b>【H19, 20】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「国際物流戦略チーム」「関西グリーン物流パートナーシップ会議」等において施策の推進を図る</li> </ul> <p><b>【H21, 22】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合物流施策大綱(2009～2013)」(平成21年7月閣議決定)に基づき、「国際物流戦略チーム」、「関西グリーン物流パートナーシップ会議」等において施策の推進を図る</li> </ul> <p>○特定事業者に対する指導等 (前掲)</p> <p>○都市内物流効率化の推進 (近畿運輸局)</p> <p><b>【H19】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「物流アウトソーシングマニュアル」配付による自営転換の促進、及び「都市部における荷捌き駐車対策のための手引き作成調査」による都市内物流対策の検討と施策の推進</li> </ul> <p><b>【H20】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年3月に策定された「都市内物流トータルプラン」に基づき、2008年度より「都市内物流効率化モデル事業」を新設し施策の推進を図った</li> <li>・「物流連携効率化推進事業」(補助事業)が創設され、「調査実施計画」及び「推進事業計画」の公募を実施</li> </ul> <p><b>【H21】</b></p> <p>平成21年度第一次～第二次公募結果 調査推進計画事業申請1件、認定1件、交付金決定1件</p> <p><b>【H22】</b></p> <p>平成22年度公募結果 調査実施計画申請1件、認定1件、交付金決定1件</p>		H9	H14	H15	H16	H17	H18	営業用	51.7%	45.7%	44.9%	48.3%	52.9%	50.4%	自家用	27.6%	21.0%	19.7%	19.4%	18.6%	18.1%	合計	44.4%	39.5%	39.1%	42.0%	45.6%	43.7%		H19	H20	H21	H22 <sup>※</sup>	営業用	48.4%	46.5%	47.4%	47.0%	自家用	18.1%	18.1%	19.2%	18.5%	合計	42.5%	41.1%	42.4%	41.8%
		H9	H14	H15	H16	H17	H18																																										
営業用	51.7%	45.7%	44.9%	48.3%	52.9%	50.4%																																											
自家用	27.6%	21.0%	19.7%	19.4%	18.6%	18.1%																																											
合計	44.4%	39.5%	39.1%	42.0%	45.6%	43.7%																																											
	H19	H20	H21	H22 <sup>※</sup>																																													
営業用	48.4%	46.5%	47.4%	47.0%																																													
自家用	18.1%	18.1%	19.2%	18.5%																																													
合計	42.5%	41.1%	42.4%	41.8%																																													



計画達成の方途	実施状況																				
<p>(2) 適切な輸送機関の選択の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・海運の積極的活用（モーダルシフト）など、適切な輸送機関の選択の促進</li> <li>・特定事業者に対する、鉄道及び海運の積極的な利用促進</li> <li>・特定事業者以外の事業者に対するモーダルシフト推進のための措置を講じさせるための啓発・指導</li> </ul>	<p>○モーダルシフトの推進（近畿運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西モーダルシフト推進計画」に基づき、効率的な輸送体系の確立に努める</li> <li>・関西グリーン物流パートナーシップ会議において、パートナーシップ普及事業 11 件について推進決定（H18）</li> <li>・グリーン物流パートナーシップ推進事業</li> </ul> <table border="1" data-bbox="619 383 1273 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請</td> <td>4 件</td> <td>10 件</td> <td>3 件</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>推進決定</td> <td>4 件</td> <td>10 件</td> <td>3 件</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>補金交付</td> <td>2 件</td> <td>8 件</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	H22	申請	4 件	10 件	3 件	7 件	推進決定	4 件	10 件	3 件	6 件	補金交付	2 件	8 件	2 件	4 件
	H19	H20	H21	H22																	
申請	4 件	10 件	3 件	7 件																	
推進決定	4 件	10 件	3 件	6 件																	
補金交付	2 件	8 件	2 件	4 件																	
<p>(3) 物流拠点の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流拠点の適正かつ計画的な配置の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>①大阪港の外貿・内貿ふ頭整備</li> <li>②堺泉北港の外貿ふ頭整備</li> <li>③阪南港の外貿ふ頭整備</li> </ul> </li> <li>・「中小企業流通業務効率化促進法」（平成 4 年法律第 65 号）に基づく、共同配送センターの整備等支援</li> </ul>	<p>○特定事業者に対する指導等（前掲）</p> <p>○港湾施設の整備</p> <p>【H18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備完了 堺泉北港</li> </ul> <p>【H19】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備完了 阪南 4 区 - 12m岸壁・泊地整備（府）</li> </ul>																				

計画達成の方途	実施状況																																																																																									
<p>(4) 公共交通機関の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道、モノレール等の路線の新設・改良、既設路線の輸送力増強、シームレス化等促進</li> <li>バスロケーションシステムやバス優先信号制御等を行う公共車両優先システム（PTPS）の整備等による、バスの定時性の確保及び利便性の向上及びバスの利用を促進</li> <li>主要駅周辺における交差点改良などと併せたバス優先対策や歩行者・自転車走行空間の整備、レンタサイクルの普及促進等の実施</li> </ul> <p>●公共交通機関の整備計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大阪外環状線（大阪外環状鉄道） ⇒新大阪～久宝寺（20.3km）</li> <li>②大阪市営地下鉄8号線（大阪市） ⇒井高野～今里（11.9km）</li> <li>③北港テクノポート線（大阪市、大阪港トランスポートシステム） ⇒コスモスクエア～新桜島（7.5km）</li> <li>④国際文化公園都市モノレール（大阪高速鉄道、大阪府） ⇒阪大病院前～西センター（4.3km）</li> <li>⑤西大阪延伸線（西大阪高速鉄道） ⇒西九条～近鉄難波（3.8km）</li> <li>⑥中之島新線（中之島高速鉄道） ⇒玉江橋～天満橋（2.9km）</li> </ol>	<p>○鉄道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了（H18）大阪市営地下鉄8号線（井高野～今里） （H19）大阪外環状鉄道（放出～久宝寺） （H20）西大阪高速鉄道 西大阪延伸線（西九条～近鉄難波間）、大阪高速鉄道 国際文化公園都市線（阪大病院前～彩都西間）、中之島高速鉄道 中之島新線（中之島～天満橋間）</li> <li>整備中（H22）大阪外環状線（新大阪～久宝寺間）</li> </ul> <p>○鉄道の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了（H19）JR 柏原駅周辺のバリアフリー化工事（柏原市） （H21）阪急電鉄石橋駅・池田駅バリアフリー化工事（池田市） 京阪電鉄萱島駅周辺のバリアフリー化（寝屋川市） （H22）JR 東寝屋川駅周辺のバリアフリー化（寝屋川市）</li> </ul> <p>○バスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等移動制約者のサポート等を目的とした市内循環バスの運行（大東市）</li> <li>公共施設循環バス、福祉バスの運行（堺市、松原市、忠岡町）</li> <li>バスICカード導入補助（H19～：枚方市）</li> <li>バスICカード、低床バス導入補助（堺市、池田市）</li> <li>ノンステップバスの導入補助（近畿運輸局）（～H22）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="646 996 1276 1120"> <thead> <tr><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2社</td><td>12社</td><td>15社</td><td>14社</td><td>14社</td></tr> <tr><td>15台</td><td>196台</td><td>216台</td><td>311台</td><td>314台</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="646 1153 1141 1276"> <thead> <tr><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>16社</td><td>15社</td><td>14社</td><td>14社</td></tr> <tr><td>257台</td><td>292台</td><td>173台</td><td>88台</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステムの整備補助（近畿運輸局）（～H22）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="646 1355 1332 1433"> <thead> <tr><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2社</td><td>8社</td><td>7社</td><td>3社</td><td>2社</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="646 1467 1197 1556"> <thead> <tr><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2社</td><td>2社</td><td>2社</td><td>3社</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステムの整備（大阪市）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="646 1635 1428 1792"> <thead> <tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>更新</td><td>59基</td><td>30基</td><td>67基</td><td>2基</td><td>4基</td></tr> <tr><td>新設</td><td>6基</td><td>27基</td><td>1基</td><td>0基</td><td>0基</td></tr> <tr><td>累計</td><td>713基</td><td>740基</td><td>741基</td><td>741基</td><td>741基</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="646 1836 1284 1993"> <thead> <tr><th></th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>更新</td><td>23基</td><td>36基</td><td>28基</td><td>26基</td></tr> <tr><td>新設</td><td>0基</td><td>1基</td><td>0基</td><td>0基</td></tr> <tr><td>累計</td><td>741基</td><td>738基</td><td>727基</td><td>720基</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスの運行（堺市、吹田市、守口市、泉佐野市、和泉市、泉南市、四條畷市、阪南市等）</li> </ul>	H14	H15	H16	H17	H18	2社	12社	15社	14社	14社	15台	196台	216台	311台	314台	H19	H20	H21	H22	16社	15社	14社	14社	257台	292台	173台	88台	H14	H15	H16	H17	H18	2社	8社	7社	3社	2社	H19	H20	H21	H22	2社	2社	2社	3社		H14	H15	H16	H17	H18	更新	59基	30基	67基	2基	4基	新設	6基	27基	1基	0基	0基	累計	713基	740基	741基	741基	741基		H19	H20	H21	H22	更新	23基	36基	28基	26基	新設	0基	1基	0基	0基	累計	741基	738基	727基	720基
H14	H15	H16	H17	H18																																																																																						
2社	12社	15社	14社	14社																																																																																						
15台	196台	216台	311台	314台																																																																																						
H19	H20	H21	H22																																																																																							
16社	15社	14社	14社																																																																																							
257台	292台	173台	88台																																																																																							
H14	H15	H16	H17	H18																																																																																						
2社	8社	7社	3社	2社																																																																																						
H19	H20	H21	H22																																																																																							
2社	2社	2社	3社																																																																																							
	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																					
更新	59基	30基	67基	2基	4基																																																																																					
新設	6基	27基	1基	0基	0基																																																																																					
累計	713基	740基	741基	741基	741基																																																																																					
	H19	H20	H21	H22																																																																																						
更新	23基	36基	28基	26基																																																																																						
新設	0基	1基	0基	0基																																																																																						
累計	741基	738基	727基	720基																																																																																						

計画達成の方途	実施状況
<p>●駅前広場の整備（市、町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市（1箇所）</li> <li>・枚方市（3箇所）</li> <li>・茨木市（1箇所）</li> <li>・河内長野市（1箇所）</li> <li>・高石市（3箇所）</li> <li>・東大阪市（2箇所）</li> <li>・泉南市（1箇所）</li> <li>・大阪狭山市（1箇所）</li> <li>・阪南市（1箇所）</li> <li>・島本町（1箇所）</li> <li>・田尻町（1箇所）</li> </ul>	<p>○駅前広場・バスターミナルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備完了 H14：金剛駅（大阪狭山市）、高石駅（高石市） H16：大日駅（守口市） H17：住道駅（大東市） H18：豊川駅（茨木市）、箱作駅（阪南市） H19：長瀬駅、高井田中央駅（東大阪市）、 三日市町駅（河内長野市）、島本駅（島本町） H21：和泉鳥取駅（阪南市） H22：貝塚駅（貝塚市）</li> <li>・整備中 8箇所：初芝駅（堺市）、東岸和田駅（岸和田市）、吹田駅（吹田市）、 長尾駅西（枚方市）、羽衣駅、高石駅（高石市）、永和駅、 俊徳道駅（東大阪市）、和泉砂川駅（泉南市）</li> </ul> <p>○レンタサイクルシステムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用自転車を市内8駅の公営自転車駐輪場に配備（H12～18：八尾市）</li> <li>・自転車による市内観光の促進（H14～：堺市）</li> <li>・既設の自転車駐車を活用して貸出し（H15～：吹田市）</li> <li>・貝塚レンタサイクル「シェルりん」の実施（H18～：貝塚市）</li> <li>・市営牧野東自転車駐車場の空スペースを活用して貸出し（H18～：枚方市）</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況
<p>(5) 自家用乗用車の使用自粛等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ノーマイカーデー」などの府民運動の推進</li> <li>・歩道・自転車道や駐輪施設を整備</li> <li>・特定事業者に対する、公共交通機関や自転車の利用等の指導</li> </ul> <p>●歩道・自転車道の整備（国土交通省、大阪府等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号（2箇所）</li> <li>・国道2号（2箇所）</li> <li>・国道25号（2箇所）</li> <li>・国道171号（3箇所）</li> <li>・北河内自転車道線（1箇所）など</li> </ul> <p>●駐輪施設の整備（市、町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市（8箇所）</li> <li>・豊中市（2箇所）</li> <li>・吹田市（1箇所）</li> <li>・高槻市（2箇所）</li> <li>・守口市（1箇所）</li> <li>・八尾市（2箇所）</li> <li>・藤井寺市（1箇所）</li> <li>・東大阪市（2箇所）</li> <li>・島本町（1箇所）</li> </ul>	<p>○ノーマイカーデーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営交通機関によるノーマイカーフリーチケットの販売（大阪市）</li> <li>・広報誌掲載、ポスター掲示、庁内放送等による啓発（府、大阪市、堺市等）</li> <li>・池田市をモデル市として19、20日にノーマイカーデーを拡大（H15.11～：府、池田市）</li> </ul> <p>○歩道・自転車道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車歩行者道 整備完了 H17：大阪市内2箇所（大阪市）</li> <li>整備完了 H19：国道163号（近畿地方整備局）</li> <li>整備完了 H20：国道171号（近畿地方整備局）</li> <li>H21：国道2号（近畿地方整備局）</li> <li>国道25号 寺田地区（近畿地方整備局）</li> <li>整備中 国道1号（近畿地方整備局）</li> <li>国道25号 柏原市国分本町（近畿地方整備局）</li> <li>国道26号（近畿地方整備局）</li> <li>国道43号（近畿地方整備局）</li> <li>・地下横断歩道 整備中 国道1号（近畿地方整備局）</li> <li>・歩道 整備完了 H15：64箇所9.9km（府、大阪市、吹田市、枚方市、門真市、守口市、池田市、貝塚市、羽曳野市、藤井寺市、美原町）</li> <li>H16：58箇所11.7km（府、大阪市、吹田市、門真市、守口市、羽曳野市、藤井寺市、美原町）</li> <li>H17：60箇所8.7km（府、大阪市、吹田市、門真市等）</li> <li>H18：59箇所7.2km（府、池田市、守口市、門真市等）</li> <li>H19：81箇所6.6km（府、門真市、守口市、吹田市）</li> <li>H20：58箇所8.0km（府、大阪市、池田市、貝塚市、守口市等）</li> <li>H21：47箇所5.1km（府、大阪市、吹田市、貝塚市）</li> <li>H22：29箇所6.1km（府、吹田市、貝塚市、守口市、羽曳野市）</li> <li>整備中 府、大阪市、吹田市、守口市、羽曳野市</li> <li>・歩行者専用道 整備完了 春木川歩行者専用道1.26km（岸和田市）</li> <li>・自転車道 整備完了 H14：2路線1.0km（府）</li> <li>H15：1路線0.8km（府）</li> <li>H16：1路線1.2km（府）</li> <li>H17：1路線0.3km（府）</li> <li>H18：1路線0.7km（府）</li> <li>H19：1路線0.5km（府）</li> <li>H21：1路線16.2km（府）</li> <li>H22：1路線22.7km（府）</li> <li>・横断歩道橋 整備中 国道25号（近畿地方整備局）</li> </ul> <p>○駐輪施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備完了 H14：4箇所 駐輪台数計5,687台（吹田市、守口市、八尾市、藤井寺市）</li> <li>H15：5箇所 駐輪台数計5,444台（豊中市、高槻市、八尾市、貝塚市、泉佐野市）</li> <li>H16：4箇所 駐輪台数計3,522台（大阪市、吹田市、豊中市、高槻市）</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況
<p>(6) 交通需要マネジメント(TDM) 施策の推進及び社会実験の実施等</p> <p>・新たな交通需要マネジメント(TDM) 施策を検討するとともに、GPS バスロケーションシステムなど、地域課題や地域特性に応じた多様な社会実験に取り組む</p>	<p>H17：1箇所 駐輪台数計 2,205 台(八尾市)  H18：1箇所 駐輪台数計 350 台(河内長野市)  H19：3箇所 駐輪台数計 2,262 台(大阪市、島本町)  H20：6箇所 駐輪台数計 1,772 台(大阪市)  H21：11箇所 駐輪台数計 7,001 台(大阪市、泉佐野市、摂津市)  H22：7箇所 駐輪台数計 1,515 台(大阪市)</p> <p>・整備中：4箇所(大阪市)</p> <p>○特定事業者に対する指導等(前掲)</p> <p>○自動車から公共交通への転換促進モデル事業(近畿運輸局)</p> <p>【H15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道309号におけるバス走行環境の改善等を通じた公共交通活性化</li> <li>・難波ターミナル地域、梅田ターミナル地域における案内サインの整備</li> <li>・水都大阪復活を目指す舟運の活性化と観光振興</li> <li>・観光スポットを巡る大阪市内観光路線バス(ループバス)の導入</li> <li>・ICカードを活用したポストペイサービスによる公共交通利用促進実証実験</li> </ul> <p>【H16】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「駅」から広がる大阪の再生プログラム</li> <li>・かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト(TFP)を活用した事業所交通マネジメント</li> <li>・阪堺線を中心とした堺市域公共交通活性化プログラム</li> <li>・東大阪市におけるネットワーク型レンタサイクル構築による公共交通利用促進</li> <li>・大阪城公園周辺部における観光型路線バス(ループバス)や水上交通システムとの連携ネットワーク化を視野に入れた園内移動交通システム構築プログラム</li> <li>・ICカードを活用したポストペイサービスによる公共交通利用促進実証実験</li> </ul> <p>【H17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市、豊中市を環境的に持続可能な交通(EST)のモデル事業の実施地域に選定</li> </ul> <p>【H18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市を環境的に持続可能な交通(EST)のモデル事業の実施地域に選定</li> </ul> <p>【H17-H20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な交通(EST)のモデル事業の実施地域に選定した大阪市、豊中市、和泉市について、関係者と連携をとりつつ、集中的に支援</li> </ul> <p>【H21】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市で環境的に持続可能な交通(EST)のモデル事業の実施</li> <li>・ESTモデル事業の成果を踏まえ、H21年度に「EST普及推進地域」に選定された大阪市、豊中市について、関係者と連携を図り支援</li> </ul> <p>【H22】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模でESTを普及展開していくため、H22年6月にモデル事業の成果を取りまとめた「ESTデータベース」を国土交通省ホームページ上に構築し効果的なESTの取組等について情報発信を行った</li> <li>・バスマップの作成とホームページへの更新(和泉市)</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況																		
	<p>○パークアンドライドの実施（府）</p> <table border="1" data-bbox="646 230 1362 309"> <tr> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>21箇所</td> <td>27箇所</td> <td>28箇所</td> <td>29箇所</td> <td>31箇所</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="646 349 1212 427"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>34箇所</td> <td>32箇所</td> <td>31箇所</td> <td>32箇所</td> </tr> </table> <p>○事業所交通マネジメントプログラムの実施（府）</p> <p>【H15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年10月 松下電器産業（株）において実施（参加者100名）</li> </ul> <p>【H16】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年6月 ダイハツ工業（株）他4社、池田市 一般府民231名</li> <li>平成16年11月 松下電器産業（株）他12社、2団体 479名</li> </ul> <p>【H17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17事業所、団体 700名</li> </ul> <p>○交通・環境学習プログラムの実施（府・和泉市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象に、「交通と環境」について学習するとともに、家族と自動車利用の工夫を実践するプログラムを実施</li> </ul> <p>【H15】2校 【H16】9校 【H17】13校 【H18】9校 【H19】9校 【H20】7校 【H21】8校 【H22】5校</p> <p>○バスエコキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11月の期間中（11月1日～11月30日）、バス事業者9社の路線バス及び自治体が運行するコミュニティバス（一部を除く）車内でおでかけパスを配布し、府内55施設等の協力により実施</li> </ul>	H14	H15	H16	H17	H18	21箇所	27箇所	28箇所	29箇所	31箇所	H19	H20	H21	H22	34箇所	32箇所	31箇所	32箇所
H14	H15	H16	H17	H18															
21箇所	27箇所	28箇所	29箇所	31箇所															
H19	H20	H21	H22																
34箇所	32箇所	31箇所	32箇所																

④交通流対策

計画達成の方途	実施状況																																																																																													
<p>交通流対策</p> <p>(1) 交通の分散や道路機能の分化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環状道路、バイパス等道路網の整備による交通流の円滑化促進</li> <li>●道路網の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市高速道路の整備（阪神高速道路公団）               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒淀川左岸線、大和川線</li> <li>・バイパスの整備（国交省、大阪府等）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒国道1号（第二京阪道路）、国道165号・166号（南阪奈道路）、国道423号（箕面道路）、府道大阪高槻京都線、都市計画道路大阪岸和田南海線など</li> <li>・橋梁の整備（大阪市等）                       <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒千歳橋（仮称）など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>○バイパスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備完了</li> </ul> <p>【H15】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道165号(南阪奈道路)</td> <td>12.0</td> <td>近畿地方整備局、日本道路公団、大阪府道路公社</td> </tr> <tr> <td>南阪奈道路側道線</td> <td>1.52<sup>*</sup></td> <td>近畿地方整備局</td> </tr> <tr> <td>美原太子線(南阪奈側道)</td> <td>4.6</td> <td>府</td> </tr> <tr> <td>枚方東部線</td> <td>3.0</td> <td>府</td> </tr> <tr> <td>今池田出井線</td> <td>0.71</td> <td>堺市</td> </tr> <tr> <td>新町3号線</td> <td>0.29</td> <td>枚方市</td> </tr> <tr> <td>東大塚美陵線</td> <td>0.5</td> <td>羽曳野市</td> </tr> <tr> <td>大饗24号線</td> <td>0.17</td> <td>美原町</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*</sup>うち0.22kmの舗装は府が実施</p> <p>【H16】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺富田林線</td> <td>0.5</td> <td>府</td> </tr> <tr> <td>上代町8号線</td> <td>0.85</td> <td>和泉市</td> </tr> <tr> <td>(仮)西田辺地区東西線</td> <td>0.2</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>豊里矢田線</td> <td>1.1</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>長尾春日線</td> <td>0.2</td> <td>枚方市</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H17】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桜新池伊加賀線</td> <td>0.3</td> <td>枚方市</td> </tr> <tr> <td>阪急茨木駅島線</td> <td>0.31</td> <td>茨木市</td> </tr> <tr> <td>はびきの128号線</td> <td>0.57</td> <td>羽曳野市</td> </tr> <tr> <td>南阪奈道路側道線</td> <td>1.28</td> <td>羽曳野市</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H18】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急南茨木平田線(第2工区)</td> <td>0.45</td> <td>茨木市</td> </tr> <tr> <td>茨木鮎川線(第5工区)</td> <td>0.3</td> <td>茨木市</td> </tr> <tr> <td>上ノ太子駅前南側線</td> <td>0.32</td> <td>羽曳野市</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H19】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面有料道路</td> <td>6.8</td> <td>大阪府道路公社</td> </tr> <tr> <td>南花田鳳西町線(鳳地区)</td> <td>0.82</td> <td>堺市</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H20】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大美野西野線</td> <td>1.54</td> <td>堺市</td> </tr> <tr> <td>枚方藤阪線</td> <td>0.5</td> <td>枚方市</td> </tr> <tr> <td>楠葉中宮線</td> <td>0.48</td> <td>枚方市</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	整備延長 (km)	実施主体	国道165号(南阪奈道路)	12.0	近畿地方整備局、日本道路公団、大阪府道路公社	南阪奈道路側道線	1.52 <sup>*</sup>	近畿地方整備局	美原太子線(南阪奈側道)	4.6	府	枚方東部線	3.0	府	今池田出井線	0.71	堺市	新町3号線	0.29	枚方市	東大塚美陵線	0.5	羽曳野市	大饗24号線	0.17	美原町	道路名	整備延長 (km)	実施主体	堺富田林線	0.5	府	上代町8号線	0.85	和泉市	(仮)西田辺地区東西線	0.2	大阪市	豊里矢田線	1.1	大阪市	長尾春日線	0.2	枚方市	道路名	整備延長 (km)	実施主体	桜新池伊加賀線	0.3	枚方市	阪急茨木駅島線	0.31	茨木市	はびきの128号線	0.57	羽曳野市	南阪奈道路側道線	1.28	羽曳野市	道路名	整備延長 (km)	実施主体	阪急南茨木平田線(第2工区)	0.45	茨木市	茨木鮎川線(第5工区)	0.3	茨木市	上ノ太子駅前南側線	0.32	羽曳野市	道路名	整備延長 (km)	実施主体	箕面有料道路	6.8	大阪府道路公社	南花田鳳西町線(鳳地区)	0.82	堺市	道路名	整備延長 (km)	実施主体	大美野西野線	1.54	堺市	枚方藤阪線	0.5	枚方市	楠葉中宮線	0.48	枚方市
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
国道165号(南阪奈道路)	12.0	近畿地方整備局、日本道路公団、大阪府道路公社																																																																																												
南阪奈道路側道線	1.52 <sup>*</sup>	近畿地方整備局																																																																																												
美原太子線(南阪奈側道)	4.6	府																																																																																												
枚方東部線	3.0	府																																																																																												
今池田出井線	0.71	堺市																																																																																												
新町3号線	0.29	枚方市																																																																																												
東大塚美陵線	0.5	羽曳野市																																																																																												
大饗24号線	0.17	美原町																																																																																												
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
堺富田林線	0.5	府																																																																																												
上代町8号線	0.85	和泉市																																																																																												
(仮)西田辺地区東西線	0.2	大阪市																																																																																												
豊里矢田線	1.1	大阪市																																																																																												
長尾春日線	0.2	枚方市																																																																																												
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
桜新池伊加賀線	0.3	枚方市																																																																																												
阪急茨木駅島線	0.31	茨木市																																																																																												
はびきの128号線	0.57	羽曳野市																																																																																												
南阪奈道路側道線	1.28	羽曳野市																																																																																												
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
阪急南茨木平田線(第2工区)	0.45	茨木市																																																																																												
茨木鮎川線(第5工区)	0.3	茨木市																																																																																												
上ノ太子駅前南側線	0.32	羽曳野市																																																																																												
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
箕面有料道路	6.8	大阪府道路公社																																																																																												
南花田鳳西町線(鳳地区)	0.82	堺市																																																																																												
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																																																																												
大美野西野線	1.54	堺市																																																																																												
枚方藤阪線	0.5	枚方市																																																																																												
楠葉中宮線	0.48	枚方市																																																																																												

計画達成の方途	実施状況																																				
	<p><b>【H21】</b></p> <table border="1" data-bbox="643 230 1441 315"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野原豊中線</td> <td>0.42</td> <td>箕面市</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備中 40箇所 (近畿地方整備局、府等)</li> </ul> <p>○都市高速道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了 H21：第二京阪道路 (枚方東～門真 JCT) (NEXCO 西日本)</li> <li>整備中 淀川左岸線 (阪神高速、大阪市) 大和川線 (阪神高速、堺市、府)</li> </ul> <p>○橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了 H14：梅新南ランプ 0.5km (大阪市) H15：千歳橋 1.1km (大阪市) H16：町道朝代和田大宮線 0.1km (熊取町)</li> </ul>	道路名	整備延長 (km)	実施主体	小野原豊中線	0.42	箕面市																														
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																			
小野原豊中線	0.42	箕面市																																			
<p>(2) 交通渋滞の解消 (ボトルネック対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立体交差化や右左折専用レーンの設置等の交差点改良や、道路と鉄道の立体交差化などのボトルネック対策推進による交通渋滞の解消</li> </ul> <p>●主な交差点改良等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路と道路の立体交差化 (大阪府等) ⇒府道大阪中央環状線など</li> <li>右左折車線 (国土交通省、大阪府等) ⇒国道2号 (歌島橋交差点)、国道171号 (今城町交差点)、府道堺大和高田線 (土師の里交差点)、府道大和和泉南線 (山出交差点) など</li> <li>道路と鉄道の立体交差化 (国土交通省、大阪府、大阪市等) ⇒事業区間延長計2.2km、踏み切り除去数68箇所 近鉄奈良線 (東大阪市)、南海本線・高師浜線 (高石市)、南海本線 (泉大津市、泉佐野市)、JR阪和線 (大阪市)、大阪外環状線 (大阪市、東大阪市)</li> </ul>	<p>○道路と道路の立体交差化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了 H17：長吉長原東交差点 (大阪市) H18：下石津泉ヶ丘線 (堺市) H21：千里丘寝屋川線、新宝町交差点 (府)</li> </ul> <p>○右左折専用レーンの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了 H15：京都守口線 (大日東町) (府) 堺大和高田線 (高見学園通り) (府) H19：国道25号 (八尾市太子堂西交差点) (近畿地整) H20：国道43号 (市岡元町3丁目) (近畿地整) 国道171号 (高槻今城西交差点) (近畿地整) H21：国道171号 (上牧交差点) (近畿地整)</li> <li>整備中 6箇所 (近畿地方整備局、府)</li> </ul> <p>○道路の改良・拡幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備完了</li> </ul> <p><b>【H15】</b></p> <table border="1" data-bbox="627 1429 1249 1749"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨木寝屋川線</td> <td>0.7</td> <td>府</td> </tr> <tr> <td>南海中央線</td> <td>0.85</td> <td>泉大津市</td> </tr> <tr> <td>藤井寺羽曳山線</td> <td>0.54</td> <td>羽曳野市</td> </tr> <tr> <td>久宝寺太田線</td> <td>0.54</td> <td>八尾市</td> </tr> <tr> <td>楠根上尾線</td> <td>0.28</td> <td>八尾市</td> </tr> <tr> <td>富田芝生線</td> <td>0.46</td> <td>高槻市</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【H16】</b></p> <table border="1" data-bbox="627 1787 1249 2029"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千里丘三島線</td> <td>0.36</td> <td>摂津市</td> </tr> <tr> <td>上田辺芥川線外2線</td> <td>0.54</td> <td>高槻市</td> </tr> <tr> <td>郡家茨木線</td> <td>0.44</td> <td>高槻市</td> </tr> <tr> <td>港緑町1号道路</td> <td>0.06</td> <td>岸和田市</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	整備延長 (km)	実施主体	茨木寝屋川線	0.7	府	南海中央線	0.85	泉大津市	藤井寺羽曳山線	0.54	羽曳野市	久宝寺太田線	0.54	八尾市	楠根上尾線	0.28	八尾市	富田芝生線	0.46	高槻市	道路名	整備延長 (km)	実施主体	千里丘三島線	0.36	摂津市	上田辺芥川線外2線	0.54	高槻市	郡家茨木線	0.44	高槻市	港緑町1号道路	0.06	岸和田市
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																			
茨木寝屋川線	0.7	府																																			
南海中央線	0.85	泉大津市																																			
藤井寺羽曳山線	0.54	羽曳野市																																			
久宝寺太田線	0.54	八尾市																																			
楠根上尾線	0.28	八尾市																																			
富田芝生線	0.46	高槻市																																			
道路名	整備延長 (km)	実施主体																																			
千里丘三島線	0.36	摂津市																																			
上田辺芥川線外2線	0.54	高槻市																																			
郡家茨木線	0.44	高槻市																																			
港緑町1号道路	0.06	岸和田市																																			



計画達成の方途

実施状況

【H17】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
鳥飼八丁富田線	1.0	府
枚方藤阪線	1.4	府
大阪八尾線	0.35	八尾市
千里丘三島線	0.2	摂津市

【H18】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
上ノ太子駅前南側線	0.32	羽曳野市
郡家茨木線	0.44	高槻市

【H19】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
府道桜井駅跡線	0.16	島本町
八尾道明寺線	0.8	府
宮之川原大蔵司線 (大蔵司橋架替)	0.07	高槻市

【H20】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
高槻北駅南芥川線	0.54	高槻市

【H21】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
宮田塚原線	0.28	高槻市
阪急北側線	0.23	高槻市
竜泉1号線	1.0	富田林市
羽曳が丘西34号線	0.28	羽曳野市

【H22】

道路名	整備延長 (km)	実施主体
古曾部天神線	0.12	高槻市

・整備中 23箇所 (府等)

○道路と鉄道の立体交差化

・整備中 7箇所 (府、柏原市)

○連続立体交差化事業

・整備完了 H19：大阪外環状線 (大阪市)

H20：阪和線 (美章園～杉本町)

H21：南海本線 (井原里～羽倉崎) (近畿運輸局)

阪和線東岸和田駅付近高架化事業 (岸和田市)

H22：大阪外環状線 (加美北～加美東、加美北～平野宮町) (大阪市)

・整備中 14箇所 (近畿運輸局、大阪市、枚方市、寝屋川市、府)

○交差点改良

・整備完了 H16：近鉄前交差点 (大阪市)、西新田南宮線 (羽曳野市)

・整備中 3箇所 (近畿地方整備局、大阪市、八尾市)

計画達成の方途	実施状況																																																																																																																			
	○阪神高速西大阪線における大型車料金割引の社会実験の実施 H16年：国道43号に並行する阪神高速西大阪線社会実験協議会																																																																																																																			
(3) 新交通管理システム(UTMS)の整備 ・高度交通管制システム(I T C S)や交通情報提供システム(A M I S)などの整備拡充 ・交通公害低減システム(E P M S)の検討	○高度交通管制システム(I T C S)の推進(府警) ・信号機の整備 (単位：基) <table border="1" data-bbox="625 398 1452 694"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設(集中制御)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>集中制御化</td> <td>206</td> <td>311</td> <td>212</td> <td>193</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>82</td> <td>52</td> <td>66</td> <td>59</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>半感应化</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>右折感应化</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>全信号機数</td> <td>11,364</td> <td>11,449</td> <td>11,505</td> <td>11,553</td> <td>11,611</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="625 734 1353 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設(集中制御)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>集中制御化</td> <td>161</td> <td>120</td> <td>70</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>プログラム多段系統化</td> <td>93</td> <td>56</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>半感应化</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>右折感应化</td> <td>22</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>全信号機数</td> <td>11,662</td> <td>11,706</td> <td>11,771</td> <td>11,826</td> </tr> </tbody> </table> ○交通情報提供システム(A M I S)の整備拡充(府警) (単位：基) <table border="1" data-bbox="625 1142 1452 1303"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ビーコン</td> <td>288</td> <td>323</td> <td>101</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>交通情報板</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>旅行時間表示板</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="625 1344 1452 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ビーコン</td> <td>130</td> <td>178</td> <td>105</td> <td>61</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>交通情報板</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		H14	H15	H16	H17	H18	新設(集中制御)	9	7	6	—	4	集中制御化	206	311	212	193	282	プログラム多段系統化	82	52	66	59	90	半感应化	18	21	14	23	34	右折感应化	15	20	21	20	16	全信号機数	11,364	11,449	11,505	11,553	11,611		H19	H20	H21	H22	新設(集中制御)	4	0	0	0	集中制御化	161	120	70	95	プログラム多段系統化	93	56	40	40	半感应化	31	21	15	15	右折感应化	22	20	14	10	全信号機数	11,662	11,706	11,771	11,826		H14	H15	H16	H17	光ビーコン	288	323	101	213	交通情報板	3	6	4	3	旅行時間表示板	2	4	—	—		H18	H19	H20	H21	H22	光ビーコン	130	178	105	61	50	交通情報板	3	10	8	9	5
	H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																															
新設(集中制御)	9	7	6	—	4																																																																																																															
集中制御化	206	311	212	193	282																																																																																																															
プログラム多段系統化	82	52	66	59	90																																																																																																															
半感应化	18	21	14	23	34																																																																																																															
右折感应化	15	20	21	20	16																																																																																																															
全信号機数	11,364	11,449	11,505	11,553	11,611																																																																																																															
	H19	H20	H21	H22																																																																																																																
新設(集中制御)	4	0	0	0																																																																																																																
集中制御化	161	120	70	95																																																																																																																
プログラム多段系統化	93	56	40	40																																																																																																																
半感应化	31	21	15	15																																																																																																																
右折感应化	22	20	14	10																																																																																																																
全信号機数	11,662	11,706	11,771	11,826																																																																																																																
	H14	H15	H16	H17																																																																																																																
光ビーコン	288	323	101	213																																																																																																																
交通情報板	3	6	4	3																																																																																																																
旅行時間表示板	2	4	—	—																																																																																																																
	H18	H19	H20	H21	H22																																																																																																															
光ビーコン	130	178	105	61	50																																																																																																															
交通情報板	3	10	8	9	5																																																																																																															

計画達成の方途	実施状況																																																																																			
<p>(4) 高度道路交通システム(I T S)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)の整備推進</li> <li>・E T C車載器及びV I C S(道路交通情報通信システム)車載機の率先導入や普及・広報等</li> </ul>	<p>○ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神高速道路(株) <table border="1" data-bbox="652 271 1321 430"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ETC レーン 整備料金所数・全料金所数</td> <td>116/125</td> <td>125/132</td> <td>131/133</td> </tr> <tr> <td>ETC 利用率 (%)</td> <td>3.9</td> <td>11.2</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="652 470 1449 593"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ETC 専用レーン数</td> <td>142</td> <td>147</td> <td>153</td> <td>156</td> <td>155</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>ETC 利用率 (%)</td> <td>57.1</td> <td>67.7</td> <td>73.7</td> <td>78.6</td> <td>84.5</td> <td>85.8</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・西日本高速道路(株) <table border="1" data-bbox="625 672 1449 862"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数</td> <td>高速道路</td> <td>78/81</td> <td>86/86</td> <td>86/86</td> <td>82/82</td> <td>86/86</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>18/43</td> <td>32/48</td> <td>33/48</td> <td>37/43</td> <td>33/48</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ETC 利用率 (%)</td> <td>3.7</td> <td>14.9</td> <td>22.0</td> <td>61.1</td> <td>68.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="625 902 1343 1099"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数</td> <td>高速道路</td> <td>86/86</td> <td>86/86</td> <td>87/87</td> <td>89/89</td> </tr> <tr> <td>一般有料道路</td> <td>36/43</td> <td>39/45</td> <td>47/53</td> <td>49/53</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ETC 利用率 (%)</td> <td>74.2</td> <td>79.0</td> <td>85.0</td> <td>86.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 関西支社管内のデータ</p> </li> <li>・大阪府道路公社 ETC レーンを整備 南阪奈道路(H15)、箕面有料道路(H19)、第二阪奈有料道路(H21)</li> </ul> <p>○ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車載器購入支援制度の実施(H15～: 阪神高速道路株)</li> <li>・ETC 普及キャンペーン、イベント(H15-17: 西日本高速道路株)</li> <li>・深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引等の実施(H22: 西日本高速道路株)</li> </ul>		H14	H15	H16	ETC レーン 整備料金所数・全料金所数	116/125	125/132	131/133	ETC 利用率 (%)	3.9	11.2	25.4		H17	H18	H19	H20	H21	H22	ETC 専用レーン数	142	147	153	156	155	161	ETC 利用率 (%)	57.1	67.7	73.7	78.6	84.5	85.8			H14	H15	H16	H17	H18	ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数	高速道路	78/81	86/86	86/86	82/82	86/86	一般有料道路	18/43	32/48	33/48	37/43	33/48	ETC 利用率 (%)		3.7	14.9	22.0	61.1	68.9			H19	H20	H21	H22	ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数	高速道路	86/86	86/86	87/87	89/89	一般有料道路	36/43	39/45	47/53	49/53	ETC 利用率 (%)		74.2	79.0	85.0	86.8
	H14	H15	H16																																																																																	
ETC レーン 整備料金所数・全料金所数	116/125	125/132	131/133																																																																																	
ETC 利用率 (%)	3.9	11.2	25.4																																																																																	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22																																																																														
ETC 専用レーン数	142	147	153	156	155	161																																																																														
ETC 利用率 (%)	57.1	67.7	73.7	78.6	84.5	85.8																																																																														
		H14	H15	H16	H17	H18																																																																														
ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数	高速道路	78/81	86/86	86/86	82/82	86/86																																																																														
	一般有料道路	18/43	32/48	33/48	37/43	33/48																																																																														
ETC 利用率 (%)		3.7	14.9	22.0	61.1	68.9																																																																														
		H19	H20	H21	H22																																																																															
ETC レーン 整備料金所数 /全料金所数	高速道路	86/86	86/86	87/87	89/89																																																																															
	一般有料道路	36/43	39/45	47/53	49/53																																																																															
ETC 利用率 (%)		74.2	79.0	85.0	86.8																																																																															
<p>(5) 交通規制等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の状況等に応じた効果的な交通規制・管制の実施</li> </ul>	<p>○交通規制の実施(府警)</p> <p>交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型貨物自動車等の通行禁止</li> <li>・一方通行等の交通規制を実施</li> </ul> <p>○交通渋滞予測情報の発信(H15～: 西日本高速道路株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通混雑期の渋滞予測情報を、ホームページ等を活用して発信</li> </ul>																																																																																			

計画達成の方途	実施状況
<p><b>(6) 駐車対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場や駐車場への案内・誘導システムの整備推進（平成17年までに46,000台の駐車スペース確保）</li> <li>・ 総合的・効果的な違法駐車対策の推進。</li> <li>・ 「めいわく駐車追放府民運動月間」（6月）におけるキャンペーン活動の実施による府民の意識の高揚</li> <li>・ 事業者に対する、路上駐車の前自粛、荷さばき場の確保など必要な指導の実施</li> </ul>	<p><b>○駐車場の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備完了 H14：2箇所 駐車台数計 157台（府、岸和田市） H18：1箇所 駐車台数計 162台（茨木市）</li> <li>・ 整備中 4箇所（府）</li> </ul> <p><b>○違法駐車の前除（府警）</b></p> <p><b>【H15】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法駐車の実態に応じた重点路線、地域において、レッカー車等を活用した集中的、継続的な違法駐車取締りを行うとともに、違法駐車排除対策「クリアウェイ」活動を基軸とした施策を推進</li> </ul> <p><b>【H16, 17】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点とその直近及び二重駐車等、危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点をおいた取締りを実施</li> </ul> <p><b>【H18】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月以降駐車取締り新制度の施行。大阪市内において駐車監視員を活用</li> </ul> <p><b>【H19～】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点とその直近及び二重駐車等、危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点をおいた取締りを実施 大阪府内全域において違法駐車車両を減少させた</li> </ul> <p><b>○啓発等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通指導員による違法駐車防止啓発（高槻市、摂津市）</li> <li>・ 迷惑駐車追放キャンペーン実施（府、大阪市、池田市、貝塚市、守口市）</li> </ul>

⑤その他

	計画達成の方途	実施状況
普及啓発活動	<p>(1) 普及啓発・環境教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「低公害車フェア」、「大気汚染防止推進月間」、「OSAKA「渋滞解消大作戦！」推進キャンペーン月間」などの各種イベント等の実施</li> <li>・パンフレット等の各種啓発資材、広報・機関誌やインターネットの活用等による情報提供や啓発活動の実施</li> <li>・事業者に対する、事業者の判断基準についての周知徹底等実施</li> <li>・自動車使用等に関する環境教育・環境学習の推進</li> </ul>	<p>○普及啓発イベントの開催</p> <p><b>【H15】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車フェア in 大阪（11月21～23日、ATC）（大阪市）</li> <li>・OSAKA 低公害車フェア 2003（9月19、20日、大阪ビジネスパーク）（府等）</li> <li>・環境フェア（守口市）</li> </ul> <p><b>【H16】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車フェア 2004 in 大阪（9月17～19日、ATC）（府、大阪市等）</li> <li>・環境フェア（守口市、大阪狭山市、大東市）</li> </ul> <p><b>【H17】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車フェア 2005 in 大阪（インテックス大阪）（府、大阪市等）</li> <li>・環境フェア等（大阪狭山市、岸和田市、守口市）</li> <li>・燃料電池自動車の体験同乗（八尾市）</li> </ul> <p><b>【H18】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーフェア 2006 in おおさか（インテックス大阪）（府、大阪市等）</li> <li>・環境フェア等（大阪狭山市、大東市、守口市）</li> </ul> <p><b>【H19】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーフェア 2007 in おおさか（インテックス大阪）（府、大阪市等）</li> <li>・環境フェア等（大阪狭山市、交野市、大東市、岸和田市、守口市）</li> </ul> <p><b>【H20】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェア等（枚方市、大阪狭山市、交野市、大東市、岸和田市、守口市等）</li> </ul> <p><b>【H21】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーいろいろ大集合おおさか（インテックス大阪）（府等）</li> <li>・環境フェア等（大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、寝屋川市、河内長野市、大東市、交野市、大阪狭山市）</li> </ul> <p><b>【H22】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカーの展示・試乗会</li> <li>ネキスポ関西 2010（府等）、中環をきれいにする日（府）、堺まつり（府、堺市等）、自動車環境セミナー（府等）</li> <li>・環境フェア等（岸和田市、豊中市、寝屋川市、河内長野市）</li> </ul> <p>○環境教育の実施</p> <p><b>【H14】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に環境教室の実施（守口市等）</li> </ul> <p><b>【H15-17】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に環境教室の実施（守口市等）</li> <li>・交通・環境学習プログラムの実施（府・和泉市）</li> </ul> <p><b>【H18-19】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に環境教室の実施（守口市等）</li> <li>・環境教育フェアの開催（吹田市）</li> </ul> <p><b>【H20】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に環境教室の実施（守口市等）</li> <li>・環境教育フェアの開催（吹田市）</li> <li>・小学校4年生を対象に環境副読本の配布（枚方市、大東市）</li> </ul> <p><b>【H21】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に環境教室の実施（守口市等）</li> <li>・環境教育フェアの開催（吹田市）</li> <li>・小学校4年生を対象に環境副読本の配布（大東市）</li> <li>・環境などをテーマにした出前講座の実施（阪神高速）</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況
	<p><b>【H22】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教室（守口市）</li> <li>・小学校4年生を対象に環境副読本の配布（大東市）</li> <li>・環境などをテーマにした出前講座の実施（阪神高速）</li> </ul> <p>○エコドライブの推進</p> <p><b>【H16】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年1月 エコドライブ体験講習会の実施（府）</li> <li>・大阪府エコドライブ実践プログラムの作成（H16：府）</li> <li>・エコドライブ支援機器による省エネ運転実験（池田市）</li> </ul> <p><b>【H17】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ支援機器による省エネ運転実験（池田市）</li> <li>・運送事業者エコドライブ推進ステッカーを貼付依頼（八尾市）</li> <li>・エコドライブ推進キャンペーンの実施（府）</li> </ul> <p><b>【H18】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ支援機器による省エネ運転実験（池田市）</li> <li>・エコドライブ体験講習（府等）</li> </ul> <p><b>【H19】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ講習会（八尾市、吹田市）</li> <li>・エコドライブコンテストの実施（府）</li> </ul> <p><b>【H20】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ講習会（八尾市、交野市）</li> <li>・エコドライブコンテストの実施（府）</li> <li>・エコドライブ出前講座の実施（府、阪神高速）</li> </ul> <p><b>【H21】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ講習会等（大阪市、吹田市、河内長野市、交野市）</li> <li>・エコドライブコンテストの実施（府）</li> <li>・エコドライブ出前講座の実施（阪神高速）</li> <li>・HP・PA等においてエコドライブの啓発（阪神高速）</li> <li>・交通安全講習会時にエコドライブの啓発（吹田市）</li> <li>・エコドライブ管理システム（EMS）の普及を推進するため広報活動や説明会等を実施（近畿運輸局）</li> </ul> <p><b>【H22】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ講習会等（大阪市、吹田市、交野市）</li> <li>・エコドライブコンテストの実施（府）</li> <li>・エコドライブ出前講座の実施（府）</li> </ul> <p>○豊かな環境づくり大阪府民会議による活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の使用の見直し・エコドライブの推進</li> </ul> <p>○その他の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国道43号・阪神高速神戸線における大気環境改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」（近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路公団、大阪府警、兵庫県警）</li> <li>交通情報板等の活用や民間ミニ放送局の協力等を得て、国道43号及び阪神高速神戸線から阪神高速湾岸線等への迂回を促進</li> <li>・パンフレット「人とクルマのやさしい関係」の作成、配布（府）</li> <li>・メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信（H15～ 府）</li> <li>・ホームページを通じた自動車環境情報の発信（府、大阪市、松原市）</li> <li>・広報誌等による自動車公害防止に関する普及啓発（高石市）</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者等法定講習における自動車を利用する事業者向けに環境対策を促すためのリーフレットの配布（府警、府）</li> <li>広報誌等の配布（高槻市、松原市、高石市、堺市）</li> </ul>
<p>(2)「大阪自動車環境対策推進会議」における活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動や事業者等への協力要請活動の推進</li> <li>「自動車公害をなくすための事業者行動指針」（平成14年度策定）の充実・普及促進</li> </ul>	<p>○大阪自動車環境対策推進会議における活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車環境対策に関するリーフレットの作成・配布</li> <li>自動車環境対策ポスターの作成・掲示</li> <li>大阪エコドライブ推進方針に基づく取組</li> <li>大阪エコカー普及戦略の策定（H21）</li> </ul>
<p>(3)アイドリングストップの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップの推進</li> </ul>	<p>○アイドリングストップの推進</p> <p>【H14-17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップポスターの掲示、チラシの配布（府、岸和田市、八尾市、吹田市等）</li> <li>駐車場の設置者に対するアイドリングストップ看板の設置指導（東大阪市）</li> </ul> <p>【H17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ車試乗会実施（府）</li> </ul> <p>【H21】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ看板の掲示、チラシ等の配布（府、岸和田市等）</li> <li>乗合バス終起点時にアイドリングストップ励行指導（高槻市）</li> <li>駐車場の設置者に対するアイドリングストップ看板の設置指導（大東市、東大阪市）</li> </ul> <p>【H22】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ看板の掲示、チラシ等の配布（府、岸和田市、堺市、高槻市、大東市、八尾市）</li> <li>自動車駐車場にアイドリングストップ看板設置等の指導（府、東大阪市）</li> </ul>
<p>局地汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造の改良や、交差点等に即した効果的な方策の検討・実施による局地汚染対策の推進</li> </ul>	<p>○道路構造の改良等（前掲）</p> <p>○公共交通機関の利便性の向上（前掲）</p> <p>○自動車排出ガス等街頭検査の実施（前掲）</p> <p>○土壌による大気浄化システムの実用化調査（～H15：府）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムのSPMの除去効果の検証、窒素酸化物を含めた浄化性能の継続性の検証及び経済性の評価</li> </ul> <p>○光触媒等による大気浄化の取組（近畿地整）</p> <p>○大阪府局地大気汚染対策検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年3月 局地における大気汚染改善計画とりまとめ（府等）</li> <li>平成20年1月 対策実施状況及び今後の見通しの点検（府等）</li> <li>平成21年1月 対策実施状況及び今後の見通しの点検（府等）</li> <li>平成22年2月 対策実施状況及び今後の見通しの点検（府等）</li> <li>平成22年6月 大気汚染状況及び対策実施状況の確認（府等）</li> </ul>

計画達成の方途	実施状況
<p><b>その他</b></p> <p>(1) <b>総量削減計画の進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」による施策の進捗状況の的確かつ継続的な把握と評価及び本計画進行管理の着実な実施</li> <li>・「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画進行管理検討委員会」による本計画の進捗状況の点検・評価の実施や新たな対策に関する事項についての検討</li> <li>・進行管理の結果公表</li> <li>・総量削減計画の中間評価等</li> </ul>	<p>○<b>総量削減計画策定協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹事会（平成14年4月26日、12月6日、15年1月21日、2月7日）</li> <li>・協議会（平成15年3月25日）総量削減計画（案）について審議</li> <li>・幹事会（平成16年1月30日）H14 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成16年12月22日）H15 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成17年7月28日）総量削減計画中間点検等について審議</li> <li>・幹事会（平成18年1月31日）総量削減計画の中間評価等について審議</li> <li>・幹事会（平成19年3月13日）H17 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成20年2月25日）H18 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成21年2月23日）H19 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成22年3月3日）H20 施策の進捗状況等について審議</li> <li>・幹事会（平成23年3月14日）H21 施策の進捗状況等について審議</li> </ul> <p>○<b>総量削減計画進行管理検討委員会（府）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会（平成14年11月7日）前総量削減計画の評価等</li> <li>・委員会（平成16年3月30日）H14 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成17年2月17日）H15 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成18年3月23日）総量削減計画の中間評価等</li> <li>・委員会（平成19年3月22日）H17 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成20年2月29日）H18 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成21年3月12日）H19 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成22年3月19日）H20 施策の進捗状況等</li> <li>・委員会（平成23年3月16日）H21 施策の進捗状況等</li> </ul>
<p>(2) <b>府民・事業者・民間団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「整備不良ディーゼル車府民通報制度」の実施</li> <li>・「大阪自動車環境対策推進会議」の活用</li> </ul>	<p>○<b>府民・事業者・民間団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備不良ディーゼル車府民通報制度の運営（前掲）</li> <li>・大阪自動車環境対策推進会議の活動（前掲）</li> <li>・メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信（前掲）</li> <li>・豊かな環境づくり大阪府民会議による活動（前掲）</li> <li>・とよなか市民環境会議の運営（豊中市）</li> </ul>
<p>(3) <b>地方公共団体間の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣府県との連携</li> </ul>	<p>○<b>地方公共団体間の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿八府県市自動車排出ガス対策協議会（前掲）</li> </ul>
<p>(4) <b>調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PM2.5の測定手法の確立に向けた測定データの収集等</li> <li>・経済的手法を取り入れた施策についての検討</li> <li>・自動車環境情報の提供義務付けなどの条例による制度化を検討</li> <li>・自動車排出窒素酸化物等の総量の新たな削減方策についての検討</li> </ul>	<p>○<b>微小粒子状物質の実態把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子状物質実態把握検討会の開催（H18、H19：府）</li> <li>・PM2.5の測定、成分分析、高濃度原因解析、発生源解析（府）</li> <li>・大気汚染物質による環境への影響調査研究（泉大津市）</li> </ul>
<p>(5) <b>地球温暖化対策等への留意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の抑制やヒートアイランド（都市の高温化）の緩和等を考慮した各種施策の効果的実施</li> </ul>	<p>○<b>地球温暖化対策等への留意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府地球温暖化対策地域推進計画の推進（府）</li> <li>・大阪府ヒートアイランド対策推進計画の策定（H16:府）</li> <li>・大阪府温暖化の防止等に関する条例施行（H18:府）</li> <li>・温暖化対策計画の実施等（岸和田市、大東市、忠岡町）</li> </ul>
<p>(6) <b>その他</b></p>	<p>○<b>大阪市自動車交通環境計画の進行管理（大阪市）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく各施策の推進</li> </ul>



## 2 総量削減計画の評価

### (1) 平成 22 年度における目標量の達成状況

総量削減計画においては、平成 9 年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量 27,260 トン／年を平成 22 年度までに 10,810 トン／年削減し、16,450 トン／年にする、及び平成 9 年度の対策地域における自動車排出粒子状物質の総量 3,170 トン／年を平成 22 年度までに 2,430 トン／年削減し、740 トン／年にするを目標とした。

平成 22 年度の窒素酸化物の排出量の実績は表 4-2-1、粒子状物質の排出量の実績は表 4-2-2 に示すとおりであり、窒素酸化物が 14,000 トン／年、粒子状物質が 550 トン／年となり、計画の目標量を達成した。

なお、平成 22 年度の排出目標量と平成 22 年度実績の排出量の車種別内訳を表 4-2-3 及び表 4-2-4 に示す。

**表 4-2-1 総量削減計画における目標量及び平成 22 年度の排出量実績**  
(自動車から排出される窒素酸化物、対策地域)

(単位：トン／年)

	総量削減計画			22 年度実績	
	9 年度 排出量 (A)	22 年度 排出目標量 (B)	削減量の 目標 (A-B)	22 年度 排出量 (C)	削減量 (A-C)
平成 22 年度 までの目標	27,260	16,450	10,810	14,000	13,260

**表 4-2-2 総量削減計画における目標量及び平成 22 年度の排出量実績**  
(自動車から排出される粒子状物質、対策地域)

(単位：トン／年)

	総量削減計画			22 年度実績	
	9 年度 排出量 (A)	22 年度 排出目標量 (B)	削減量の 目標 (A-B)	22 年度 排出量 (C)	削減量 (A-C)
平成 22 年度 までの目標	3,170	740	2,430	550	2,620

**表4-2-3 目標量と平成22年度実績排出量の車種別内訳**  
 (自動車から排出される窒素酸化物、対策地域)

(単位：トン／年)

車種		総量削減計画			H22 実績	
		9年度 排出量 (A)	22年度 排出目標量 (B)	削減量の 目標 (A-B)	22年度 排出量 (C)	削減量 (A-C)
乗用系		5,450	1,840	3,610	2,100	3,350
貨物系	小型	5,090	1,170	3,920	1,670	3,420
	大型	16,720	13,440	3,280	10,230	6,490
	計	21,810	14,610	7,200	11,900	9,910
合計		27,260	16,450	10,810	14,000	13,260

**表4-2-4 目標量と平成22年度実績排出量の車種別内訳**  
 (自動車から排出される粒子状物質、対策地域)

(単位：トン／年)

車種		総量削減計画			H22 実績	
		9年度 排出量 (A)	22年度 排出目標量 (B)	削減量の 目標 (A-B)	22年度 排出量 (C)	削減量 (A-C)
乗用系		480	90	390	90	390
貨物系	小型	430	50	380	50	380
	大型	2,260	600	1,660	410	1,850
	計	2,690	650	2,040	460	2,230
合計		3,170	740	2,430	550	2,620

(2) 各対策別の実施状況及び評価

①自動車単体規制の推進及び車種規制の実施

総量削減計画では、法に基づく単体規制や車種規制により、平成 22 年度までに、窒素酸化物 9,390 トン/年、粒子状物質 2,399 トン/年の削減を見込んでいた。

大阪府では、法に基づく車種規制に加えて、自動車NOx・PM法の排出基準非適合車について対策地域内への発着を規制する流入車規制を実施している。(平成 19 年 10 月 大阪府生活環境の保全等に関する条例一部改正、平成 21 年 1 月 施行)

このため、図 4-2-1 に示すとおり、大阪府の対策地域を走行する普通貨物車に占める非適合車の割合が減少し、そのうち、対策地域外登録の非適合車については流入車規制の制度化後減少し、平成 22 年度は約 2%となった。

規制年別構成割合でみると、図 4-2-2 に示すとおり、新短期規制適合車、新長期規制適合車への代替が進んだ。

これに伴って、単体規制及び車種規制による平成 22 年度の削減量の推計結果は、表 4-2-5 に示すとおり、窒素酸化物 9,808 トン/年、粒子状物質 2,405 トン/年と削減量の目標を上回った。

表 4-2-5 単体規制・車種規制による削減量の推計結果(対策地域)

(単位：トン/年)

NOx		PM	
22 年度 削減目標量	22 年度 削減量	22 年度 削減目標量	22 年度 削減量
9,390	9,808	2,399	2,405

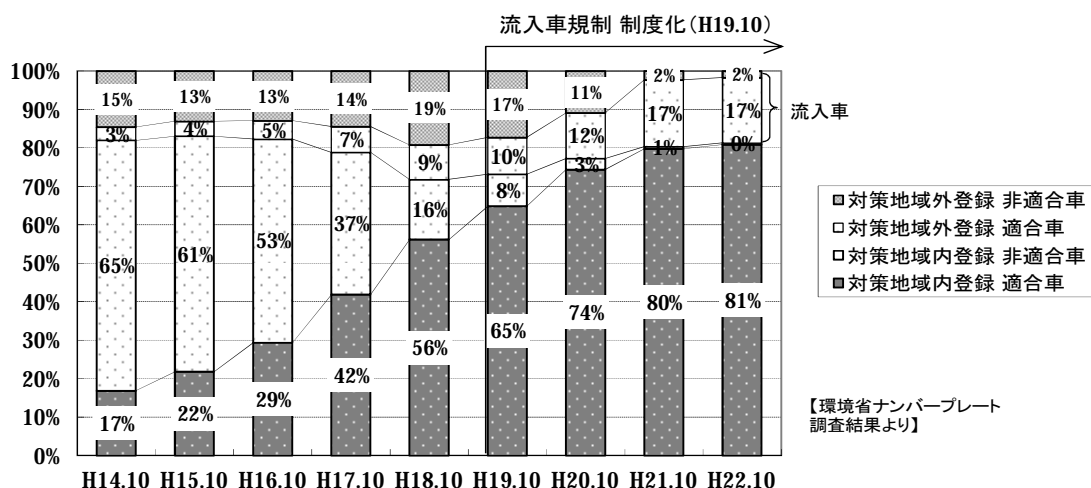


図 4-2-1 対策地域における車種規制の適合状況の推移 (普通貨物車)

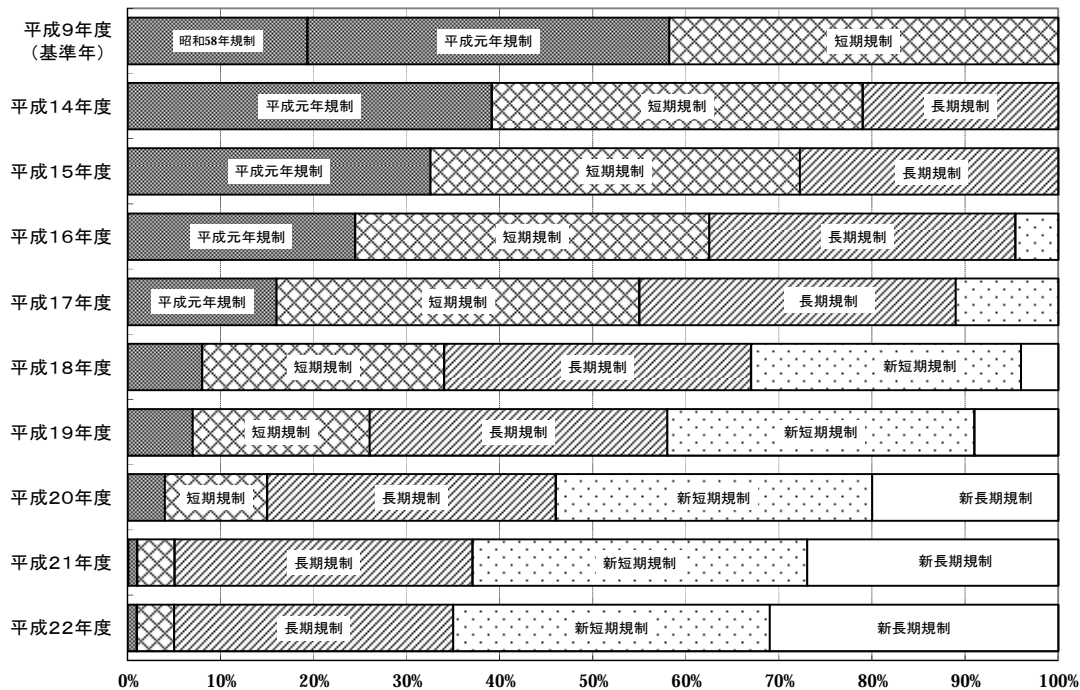


図4-2-2 対策地域における規制年別構成割合の推移 (普通貨物自動車)

なお、流入車の車種別走行割合等を対策地域内で一定として、対策地域内における自動車の登録地の対策地域内外別排出量を推計した結果は、表4-2-6に示すとおりである。

車種規制の適用されていない対策地域外では適合車への転換が遅れ、対策地域内を走行する対策地域外登録(流入車)の窒素酸化物排出量、粒子状物質排出量がいずれも平成18年度は平成16年度と比較して増加したが、流入車規制の実施により平成22年度は減少した。

表4-2-6 自動車登録地の対策地域内外別排出量推計結果 (対策地域)

(単位: トン/年)

登録	NO <sub>x</sub>			PM		
	16年度 排出量 (割合)	18年度 排出量 (割合)	22年度 排出量 (割合)	16年度 排出量 (割合)	18年度 排出量 (割合)	22年 排出量 (割合)
対策 地域内	18,200 (84.5%)	13,770 (71.1%)	11,260 (80.4%)	1,520 (83.5%)	780 (59.1%)	410 (74.5%)
対策 地域外	3,350 (15.5%)	5,590 (28.9%)	2,740 (19.6%)	300 (16.5%)	540 (40.9%)	140 (25.5%)
合計	21,550	19,360	14,000	1,820	1,320	550

(注) 「割合」は各年度の総排出量に占める割合を示す。

## ②低公害車の普及促進

総量削減計画では、平成 22 年度までに、大阪府内に低公害車や低排出ガス車を約 200 万台普及させることにより、窒素酸化物 1,060 トン／年、粒子状物質 20 トン／年の削減を見込んでいた。

京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会（現在、近畿八府県市自動車環境対策協議会）が、一般に市販されているガソリン車やディーゼル車の中で、窒素酸化物、粒子状物質の排出がより少ない自動車を指定・公表していた「LEV-7（京阪神七府県市が指定する低排出ガス車）」については、平成 21 年度までに大阪府内で約 218 万台となり、目標の 200 万台を達成した。（なお、LEV-7 指定制度は、国の自動車排出ガス規制の強化、国の低排出ガス車認定制度が充実等されたこと等から、平成 21 年 7 月 31 日の指定を持って終了。）

また、低公害車の普及台数は、図 4-2-3 のとおり平成 22 年度末で 81,910 台（天然ガス自動車：5,228 台、ハイブリッド自動車：76,145 台、電気自動車：537 台）と増加し、特にハイブリッド自動車の普及が進んでいる。

これに伴って、低公害車や低排出ガス車の普及による平成 22 年度の削減量の推計結果は、表 4-2-7 に示すとおり、窒素酸化物は 1,093 トン／年、粒子状物質は 129 トン／年と削減量の目標を上回った。なお、粒子状物質が大幅に削減されたのは、平成 14 年に認定制度が創設された「超低 PM 排出ディーゼル車」などの普及によるものと考えられる。

表 4-2-7 低公害車等の普及による削減量の推計結果（対策地域）

（単位：トン／年）

NO <sub>x</sub>		PM	
22 年度 削減目標量	22 年度 削減量	22 年度 削減目標量	22 年度 削減量
1,060	1,093	20	129

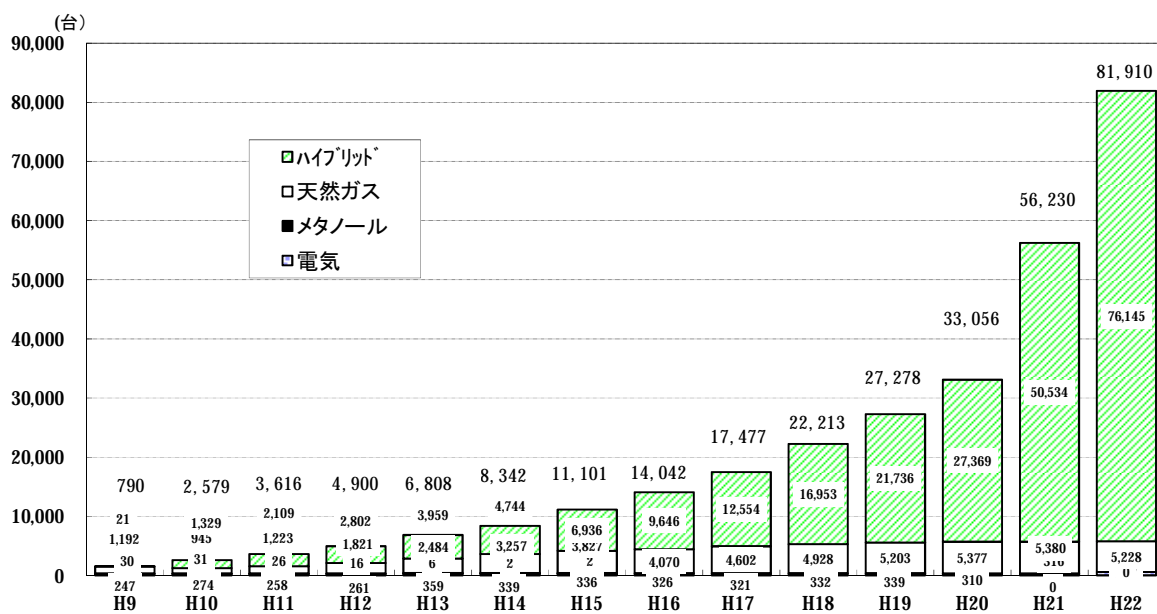


図 4 - 2 - 3 大阪府域における低公害車の普及台数

### ③交通需要の低減

総量削減計画では、平成9年度から平成22年度までに、普通貨物車の走行量を約1%低減することにより、窒素酸化物130トン/年、粒子状物質6トン/年の削減を見込んでいた。

平成22年度における走行量は、平成9年度と比べ、普通貨物車で約29%減少した。

これに伴って、交通量の変動（交通需要の低減等）による平成22年度の削減量の推計結果は、表4-2-8に示すとおり、普通貨物車（特種・特殊車を含む）で窒素酸化物は1,774トン/年、粒子状物質は79トン/年と削減量の目標を上回った。

なお、全車種で走行量は平成9年度と比べ約14%減少し、窒素酸化物は1,813トン/年、粒子状物質は79トン/年削減した。

表4-2-8 交通量の変動（交通需要の低減等）による削減量の推計結果（対策地域）

（単位：トン/年）

NO <sub>x</sub>		PM	
22年度 削減目標量	22年度 削減量	22年度 削減目標量	22年度 削減量
130	1,774 (1,813)	6	79 (79)

(注) 1 普通貨物車（特種・特殊車含む）の削減目標量及び削減量を示す。  
2 ( ) は全車種の削減量を示す。

#### ④交通流対策

総量削減計画では、平成9年度から平成22年度までに、府内の幹線道路における24時間平均走行速度を約1 km/h 上昇させることにより、窒素酸化物を230トン/年、粒子状物質を5トン/年削減することを見込んでいた。

平成22年度道路交通センサス調査結果等をもとに推定した平成22年度の幹線道路における平均走行速度は、33.4km/hで、平成9年度の30.0km/hから3.4km/h上昇した。

これに伴って、平成22年度における走行速度の変動（交通流対策等）による削減量の推計結果は、表4-2-9に示すとおり、窒素酸化物は547トン/年、粒子状物質は7トン/年と削減量の目標を上回った。

表4-2-9 走行速度の変動（交通流対策等）による削減量の推計結果（対策地域）

（単位：トン/年）

NO <sub>x</sub>		PM	
22年度 削減目標量	22年度 削減量	22年度 削減目標量	22年度 削減量
230	547	5	7



## 第5章 特定事業者の取組状況

自動車NOx・PM法に基づく特定事業者（30台以上の自動車を使用する事業者）の取組について、自動車運送事業者等を除く特定事業者から報告のあった「平成22年度自動車使用管理実績報告書」を集計し、当初の自動車使用管理計画作成時（平成13年度実績）から継続している事業者（420社）の取組状況の推移をとりまとめた。

### 1 低公害車等の導入状況

特定事業者における平成22年度末の低公害車等の導入状況は、表5-1-1に示すとおり、当初の自動車使用管理計画作成時（平成13年度実績）の保有台数に対して297%と大幅に増加した。

表5-1-1 低公害車及びLEV-7の保有台数の推移（単位：台）

	計画時	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末	
			増減率		増減率		増減率		増減率		増減率
低公害車	667	739	11%	858	29%	897	34%	1,099	65%	1,265	90%
天然ガス自動車	481	551	15%	610	27%	650	35%	699	45%	735	53%
ハイブリッド自動車	169	171	1%	231	37%	230	36%	384	127%	516	205%
電気自動車	17	17	0%	17	0%	17	0%	16	-6%	14	-18%
LEV7	8,563	10,680	25%	14,550	70%	18,669	118%	22,645	164%	29,208	241%
低公害車及びLEV-7合計	9,230	11,419	24%	15,408	67%	19,566	112%	23,744	157%	30,473	230%

	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		増減率		増減率		増減率		増減率
低公害車	1,455	118%	1,728	159%	2,188	228%	3,180	377%
天然ガス自動車	746	55%	664	38%	657	37%	611	27%
ハイブリッド自動車	696	312%	1,054	524%	1,525	802%	2,543	1405%
電気自動車	13	-24%	10	-41%	6	-65%	26	53%
LEV7	32,033	274%	32,472	279%	31,995	274%	33,441	291%
低公害車及びLEV-7合計	33,488	263%	34,200	271%	34,183	270%	36,621	297%

- (注) 1 「計画時」は当初の自動車管理計画作成時（平成13年度実績）  
 2 「増減率」は「計画時」からの増減率

## 2 走行量の削減状況

平成 22 年度の年間総走行距離は、表 5-1-2 に示すとおり、乗用系は増加傾向、貨物系は減少傾向になっており、全体では、当初の自動車使用管理計画作成時（平成 13 年度実績）と横ばいの状況にある。

表 5-1-2 年間総走行距離の推移 (単位：百万台 km/年)

	計画時	H14年度		H15年度		H16年度		H17年度		H18年度	
			増減率		増減率		増減率		増減率		増減率
総走行距離	683	670	-1.8%	682	-0.1%	677	-0.8%	638	-6.5%	716	4.9%
乗用系	337	335	-0.5%	339	0.8%	342	1.7%	314	-6.8%	374	11.2%
小型貨物系	235	228	-2.8%	231	-1.8%	225	-4%	217	-7.5%	229	-2.4%
大型貨物系	111	107	-3.6%	112	0.4%	109	-1.9%	107	-3.3%	113	1.4%

	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
		増減率		増減率		増減率		増減率
総走行距離	717	5.1%	701	2.7%	698	2.2%	681	-0.2%
乗用系	380	12.9%	373	10.9%	379	12.6%	371	10.2%
小型貨物系	228	-2.7%	217	-7.7%	211	-10.2%	206	-12.4%
大型貨物系	108	-2.4%	111	-0.2%	108	-3.2%	105	-5.6%

- (注) 1 「計画時」は当初の自動車管理計画作成時（平成 13 年度実績）  
 2 「増減率」は、「計画時」からの増減率  
 3 バスは、「乗用系」に、普通貨物自動車は「大型貨物系」に含む。

## 3 窒素酸化物及び粒子状物質排出量の状況

低公害車等の導入や車両走行量の削減など、特定事業者における排出抑制の取組みの結果、平成 22 年度の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）の排出量は、表 5-1-3 に示すとおり、当初の自動車使用管理計画作成時（平成 13 年度実績）に比べ、窒素酸化物で約 59%、粒子状物質で約 85%削減された。

表 5-1-3 年間窒素酸化物、粒子状物質排出量の推移 (単位：トン/年)

	計画時	H14年度		H15年度		H16年度		H17年度		H18年度	
			削減率		削減率		削減率		削減率		削減率
年間NO <sub>x</sub> 排出量	538	508	5.5%	478	11.1%	422	21.5%	371	31%	328	38.9%
年間PM排出量	56	52	6.7%	47	16.3%	39	31%	30	45.4%	22	61.1%

	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		(参考)自動車排出 総量削減率
		削減率		削減率		削減率		削減率	
年間NO <sub>x</sub> 排出量	285	46.9%	261	51.4%	233	56.6%	222	58.8%	48.6%
年間PM排出量	16	72%	12	78.3%	10	82.5%	8	84.8%	82.6%

- (注) 1 「計画時」は当初の自動車管理計画作成時（平成 13 年度実績）  
 2 「削減率」は「計画時」からの削減率  
 3 「自動車排出総量削減率」は、対策地域において自動車から排出される総量の削減率（平成 9 年度排出量－平成 22 年度排出量（実績））／平成 9 年度排出量

## まとめ

自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出量については、関係者の連携・協力による総量削減計画に基づく施策の着実な実施により、計画どおりの削減が進み、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、環境基準を一般局、自排局全局で達成するという現計画の目標は達成した。

そうした状況において、国では平成 **32** 年度までに対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の確保を目標とする総量削減基本方針の変更が平成 **23** 年 3 月に閣議決定され、測定局における継続的・安定的な環境基準の達成に加えて、対策地域全体としての環境基準の達成を図ることとされた。

大阪府における大気環境の状況は、二酸化窒素について平成 **22** 年度は環境基準を達成したが、平成 **21** 年度に自排局 2 局で環境基準が非達成であり、また、浮遊粒子状物質について平成 **22** 年度に黄砂期間以外で短期的評価の日平均値の基準値を超過した日があるなど、環境基準の継続的・安定的な達成を図るには、引き続き関係者の連携・協力のもと総合的に自動車環境対策を推進することが必要である。